
令和元年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和元年12月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和元年12月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鱧水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田竈 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君

会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		石井 孝幸君	
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		松岡 美紀君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長		樋口 秀吉君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		石井 太君	
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。初めに、2番、組坂公明議員の発言を許可します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） おはようございます。2番議員の組坂公明です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。昨年12月議会に続き、また1番くじを引かせていただきましたので、よろしく願いしておきます。少々緊張しております。よろしく願います。

今回、私は、議員となって今まで私が一般質問した、主に防災に関する事、それから農業ため池に関する事につきまして、その実現に向けて現在どのような経過となっているかを確認させていただきたいと思います。大きく分けて4点質問させていただきます。

1点目は、防災に関する事で、自主防災組織の取り組みについて。

2点目も、防災に関する事で、消防水利の設置に関する取り組み状況について。

3点目が、農業用ため池改修等に伴う負担割合の経過について。

4点目は、事務事業の見直しについて。

以上、4点を質問させていただきたいと思います。

まず、質問に入る前に、ことしも多くの大きな自然災害が発生しました。8月28日、福岡、佐賀、長崎県にもたらされた大雨、大雨特別警報も発令され、約80万人に避難指示が出されました。死者も発生し、多くの被害がもたらされました。9月に入り、首都圏を直撃した大型台風15号。千葉県で約90万軒の大規模停電が続き、屋根が飛ぶなど被害が多数発生しました。ゴルフネット支柱が倒れ、民家が破壊された映像は記憶に新しいものと思います。また、10月に入り、台風19号により、東京を含む東日本の多数で被害を受けました。多くの河川で堤防が決壊し、約3万5,000棟が浸水し、79名が亡くなられ、行方不明者も発生しました。さらに台風21号の影響で、千葉や埼玉県で台風19号を超える大雨となり、死者10人、台風15号、19号被害で弱くなった地盤により、各地で氾濫、洪水や土砂災害、土砂崩れが発生しました。

昨年の西日本豪雨災害、一昨年の朝倉豪雨災害、そして、ことしも大雨、台風による自然災害により、多くの方が亡くなられ、負傷され、行方不明となり、多くの被害が発生しました。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。なお、一日も早い復興を願うものであります。

さて、市長は常々、安心・安全なまちづくりを訴えられております。本定例会の冒頭でも、災害に強いまちづくりの実現に向けて取り組むということを言われております。果たして、うきは市は本当に災害が強い町なのかということで、1点目の質問をさせていただきたいと思います。

災害が激甚化する中、防災・減災のためのハード事業はなかなか進まない状況でございます。また、過去の大規模災害事例である、阪神・淡路大震災や東日本大震災を見ましても、防災機関を初めとする公的機関が行う公助には限界があり、住民の自助、地域の共助により、多くの人命が救出されています。このようなことから、自主防災組織の育成の取り組みは非常に重要なことであると考えております。

そこで、うきは市の自主防災組織の設置状況及び組織向上に向けた取り組みについて伺います。

次に、29年度に作成された避難所運営マニュアル、このマニュアルがどう活用されているのか、その実効性について伺います。

3点目が、災害に強いまちづくりを実現するためには、行政だけが頑張っても、市民が災害による危機意識を持たなければどうにもなりません。そこで、1校区1防災士体制を構築することを提案いたします。そして、うきは市の防災士による協議会等を立ち上げ、行政と連携のもと、各防災士が各担当校区の自主防災組織に対し、災害による危機意識の醸成と育成強化に取り組むことで、自助・共助への地域防災力の強化につながると思いますが、市長はどう思われるか伺いたいと思います。

以上で、1点目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、防災に関して大きく3点の質問をいただきました。

まず、1点目が、自主防災組織の設置状況及び組織向上についてでございます。

議員御承知のように、自主防災組織は、地域の皆さんが自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき組織されるもので、結成されることによる効果は、台風や洪水時の人的被害発生の抑制に大きく効果を発揮しているところでございます。うきは市でも158の全ての行政区で結成を目指して取り組んでいるところであります。

現在の結成状況でございますが、昨年末で結成届がなされた行政区が109行政区でありました。ことしは直接、行政区に対して、あるいは自治協議会を通じて働きかけした結果、現在128の行政区で結成届が提出されております。しかし、いまだ30の行政区で結成がされてない現状であります。今後とも個別に、また、自治協議会等を通じて結成に努めてまいりたいと思っております。

なお、大切なことは、いかにつくるかより、いかに実効性があるものにするかでありますから、消防署と連携し、訓練指導にも力を入れていきたいと考えております。

2点目が、平成29年度に作成された避難所運営マニュアルの実効性についてでございますが、避難所の運営マニュアルは、有事の際に避難所をいかに運営するかをまとめたものでございます。平成29年10月に、学校やコミュニティセンター等の市が開設する避難所を運営する場合の避難所運営マニュアルを作成し、災害時における避難所運営が円滑に行えるよう、体制等を定めております。その後、自治協議会より、各行政区で公民館を避難所として開設した場合の簡易なマニュアルを作成してほしいという要望を受けまして、平成30年1月に、このマニュアルを作成したところであります。

マニュアルがあることで、災害発生前または災害発生直後の混乱する状況下でも避難所の運営体制を迅速に確立し、適切かつ円滑な運用が可能となります。また、マニュアルによる避難所運営のシミュレーションによる机上訓練を行うことで、避難所の備蓄や備品等の点検にも活用ができることから、避難所開設に当たっては、適切かつ円滑な運用のための活用をお願いしているところであります。

なお、来年1月には、吉井地区自治協議会においては、避難所運営マニュアルに基づき、避難所の運営訓練を実施していただくことになっております。

3点目が、1校区1防災士体制についてでございますが、昨年開かれた国の防災会議で、国民の皆様への呼びかけが行われました。呼びかけの内容は、「行政は万能ではありません。行政が一

人ひとりを助けに行くことはできません。皆さんの命を行政に委ねないでください。地域の皆さんで助け合いましょう」という内容になっております。地域で助け合うとは、各行政区で、または自治協議会単位で防災のための組織を結成し、防災活動に努めることではなかろうかと思っております。そのための1つの方法として、自治協議会に防災士を配置することは重要なことだと考えております。福岡県において、防災士設置のための支援について検討がなされていると聞いておりますので、この動向も踏まえながら対応を検討したいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 市長のほうに、今、答えていただきましたが、今回、私は、この質問を経過とともに確認、質問させていただいたのは、29年に、この運営マニュアル、何と言いましたか、避難所の運営マニュアルですかね、それと同時に職員の方には業務継続計画ですかね、こちらをあわせたところで作られているんだろうと思います。こういった計画書がつくられているが、実際に、それが機能しているか、そういったのはどう捉えられているのかを確認したくて質問したところでございます。当然、行政のほうで、こういったマニュアルをつくり出すけど、最終的には、市民がそのマニュアルに基づいて本当に行動ができるのか、そういったところが一番大事なところではなかろうかと。

これは、業務継続計画についてもしかりだと思います。役所の職員の方が各コミュニティーのほうの避難所のほうに出向されます。そういった中で、大規模災害が発生したときに、大勢の方が避難してきたときに、本当に、その避難所が開設、機能できるのか。これは計画書だけではいけないと私は思っております。

今後、自治協のほうで訓練計画をしているということでございます。ぜひとも、これは市民の方々にじかに訓練をしていただいて、そして、そのマニュアルが生かせるようなやり方をしなければ、ただの絵に描いた餅になる、そう思っております。市長のお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課の石井でございます。

避難運営マニュアルというのを平成29年につくっておりますけれども、正直言いまして、自治協議会のほうで、これに基づいて訓練していくというところは、これからということになっております。

まず、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、1月には吉井地区で、このマニュアルに沿って訓練を行うところにしております。

また、職員については、水防計画というのがございまして、そこでは各班に職員を配置して、避難所開設にどういうことをするかとか、そういうことは、毎年、水防計画書を更新しておりますので、職員のほうは大体わかっておるのかなと思いますけれども、これから地域のほうにも入っていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） できましたなら、こういったことは、災害対応ですから、急いでやっぱりやるべきだろうと思っております。

災害に強いまちづくりというのが、どういったものか。市民が災害に遭ったときに行政だけでは、その手に負えないということでございますので、自助、共助、これが機能できるような形で、計画書だけではなく、マニュアルだけではなく、そういったのを訓練、体験することで、そのマニュアルが活かせるような形でやっていただきたいと思えます。

これとあわせてところで、業務継続計画、課長のほうも御存じだろうと思えますけど、こちらのほうを読ませていただきました。29年につくられております。29年につくられて、見直しが全然なされてない。うきは市役所がだめな場合は、次は、29年は浮羽町の市民センターでございました。言っていることはわかろうと思えますけど。2番目が生涯学習センターでした。ここは変更なされていない。るり色ふるさと館ができたら、役所の次は、るり色ふるさと館ですよと。予定していますよと。もう既にでき上がっているんですよね。そういったところは、訂正していったから、そのときに対応できる計画でないとい何もならない。一般的に計画書をつくるんですけど、それが継続性がない。そのときに、本当に生きた計画書になっていない。

課長のほうに確認をしていただきたいと思えます。検討事項がかなりございます。29年の計画書での検討事項ですよ。それが何も準備されていない。検討されていない。ただ、検討の必要があると計画書に書かれている。こういったところは、災害対応に関することですから、確実に検討して、どうすべきかというのを記載するのが計画書だろうと思えます。

例を例えると、自家発電、これは停電のときの非常電源でございます。4時間しかもたないと書かれております。計画には4時間ですよと。4時間たったなら、ここの庁舎の電源がシャットダウンするんです。そうしたなら、どうするかと。燃料を備蓄するなり、ガソリンスタンドと契約を結ぶなり、そういったのが必要になろうと思えます。4時間しかもたないと把握しとって、12時間後には大体復旧されるだろうと計画書には書かれております。

そういったところ、あるいは食料とか毛布とか、そういったのを用意せないかと業務計画には書かれております。職員用にですよ。しかし、市民が避難していたとき、市民の避難者と兼用であると。そういったところが、この計画書には書かれているんですよね。もっと具体的に、そういったのを検討して実効性のある計画書にならないと、その後続く避難所運営マニュアル、

これは市民のほうにさせていただくんですけど、そういったのが生きてこない。できましたなら、避難所運営マニュアル、市民の方に体験してもらおうということでございますけど、職員の方がまずするべきだろうと思います。なぜならば、避難所に職員の方が配置されるからです。そういったことをしていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 先ほどの避難所運営マニュアルですね、それと職員にも、そういう計画がございますけれども、議員おっしゃるとおり、必要なところは更新を今後していきたいと、しっかりと見直しをしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） よろしく申し上げます。

そこで、この避難所運営マニュアル、課長はHUGというのを御存じですかね。これは、ゲーム方式でこの訓練をやると。ちょっと待ってくださいね。資料が。HUGというのは、避難所運営ゲームの頭文字ですね。避難所運営ゲームでHUGとあって、これは静岡県の防災課だと思うんですけど、が考案したものでございます。これによって、避難所に来られる避難者、いろいろおります。年齢、性別、それから、いろいろな事情を持った人、そういった人たちが押し寄せてくるとき、どうしたら、どう対応するかと。そういったゲーム形式で訓練ができると。全国的にかなり普及しております。こういったのをいながら、いいものはまねをして、市民の方に、そういったもので、このマニュアルに実効性を持たせられるということで、ぜひ確認をしていただいて、取り入れられるかは行政のほうに任せますけど、既に大刀洗とか小郡とか近隣でも自主防災組織に向けて、そういった訓練が頻繁に行われているようなところで、市民が避難所を運営、設営する、そういったところまで近隣市町も、もうやっているんですよ。うきは市のほうは、ちょっとおけているんじゃないかと、私は正直、思います。本当に災害に強いまちづくりに取り組んでいるんだろうかという思いがします。ぜひ、このHUGというゲームですかね、避難所運営ゲーム、こちらのほうをちょっと確認していただいて、取り入れてもらいたいと思います。

1点のほう、時間が長くなりましたので、最後に、この質問は終わりたいと思いますが、毎年、大雨災害や台風災害が発生しております。このうきは市においても、これらの災害による被害を軽減するために、私は、うきは市の防災対策基本条例というのを定めて、個人——自助ですね、地域——共助、それから行政——公助、これらがそれぞれの立場でやるべきことを示して、市長の言われる災害に強いまちづくりに取り組むべきだと思いますが、最後に市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、防災基本条例なるものをつくったらどうかという提言をいただきました。

その前に、議員の御指摘のように、避難所運営マニュアル、あるいは、いわゆるBCP——業務継続計画、あるいは受援計画、うきは市は他の自治体より先駆けて、もろもろな計画はスピード感を持って策定をしておりますが、要は議員が御指摘されるように、それを実のある実効性あるものにしてほしいというのが御指摘ではなかろうかと思えます。まずは、そういう御指摘をしっかり受けとめまして対応させて、議員がおっしゃる基本条例については、その先に考えていきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私は、この基本条例があつて、市民が全て、この防災に対する意識というのが変わるだろうと思っております。この条例にありましては、今後も私のほう、検討させていただいて、勉強させていただきますけど、ぜひとも、この基本条例をつくっていただきたいと思っております。

それでは、次に、2点目の質問に入りたいと思えます。

昨年12月の一般質問において、他市町に比較して、うきは市は建物火災における全焼になる確率が近隣市町村の中でも極めて高いというお話をさせていただきました。そして、それは、他市町村と比較して、うきは市の消防水利の充足率が非常に低いからではないかということを質問いたしました。その折、市長は、消防水利の基準を満たすべく、防火水槽の充実等を図ると答弁されておりますが、答弁後の取り組み状況について伺います。

次に、県の開発許可を有しない、1,000平米以上3,000平米未満の小規模開発における消防水利の設置について、うきは市の開発指導要綱の見直しの提案について、今後、内部協議を行い、うきは市の都市計画策定期間において、県を初め近隣市町村の調査も踏まえ検討を行うと答弁されております。その後どうなったか経過を伺いたいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 再度、防災に関する質問を大きく2つ、いただいたところであります。

1点目が、消防水利の基準を満たすべく、防火水槽の充実を図るための取り組みの状況についてであります。消防の3要素は、人・水・機械で、火災時の消防水利の確保については、最も大切なことであることは十分に理解をしているところであります。

うきは市には上水道が引かれておりませんから、消火栓が設置されておらず、議員御指摘のように、消防水利の充足率が低い状況にあることも十分承知をしておりますし、昨年12月議会で

も答弁をさせていただいたとおりでございます。

この消防水利の不足を補うために、浮羽消防署には、動く消防水利として、他地区には配備されていない、10トンの水を運ぶ水槽車が配備されております。また、他市町村の消防団では運用されていない、1.5トンの水を積載したタンク車も3台、うきは市消防団では運用をいたしているところであります。今後も、消防水利の不足を補うため、これらの車両の有効活用を図っていききたいと、このように考えております。

近年の防火水槽の設置であります。久留米・うきは工業団地に3カ所、白土公民館、9分団1号車の分団車庫、るり色ふるさと館に各1カ所を設置しております。また、昨年12月の議員の質問で、基準に満たなくても消防水利をふやすべきではないかと、こういう提言も受けましたが、浮羽町の梅木地区に基準を満たさない30トンの防火水槽を市の補助で設置しました。今後とも、補助事業等を有効に活用しつつ、消防水利の設置に努めていきたいと考えております。

2点目が、開発指導要綱の見直しについてであります。議員の言われます、宅地開発に伴う消防水利の設置につきましては、3,000平米以下の場合、現在、うきは市開発行為指導要綱に基づき審査を行っておりますが、あくまでも行政指導にとどまるもので、申請者の任意の履行を促すものでございます。ちなみに、3,000平米を超えます開発行為は都市計画法に基づき、福岡県の開発許可を受けることとなっております。

議員御質問の開発に伴う消防水利の設置要件につきましては、平成30年12月、第6回定例会の一般質問で答弁をいたしましたように、これまで行われてきました許可案件との整合性を図る必要があり、要綱の改正は厳しいものがあると考えております。

これらの課題につきましては、今後、うきは市の都市計画策定期間において、県を初め近隣市町村の調査も踏まえ、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） この質問にありましては、資料のほうを執行部の方、それから議員の皆さんにお配りしております。資料が5枚ですかね、ちょっと色が見にくいんですけど、これは、市長が言われる消防水利、617やったですかね、これを全て140メートルで包含させた図面でございます。青色のところは基準に適合した水利でございます。赤色のところは基準に満たない消防水利でございます。図面にありましては、1万分の1の図5枚、うきは市全区域、こちらのほうを書かせていただいております。

なぜこれをつくったかといいますと、空白地帯もあるんですよ、まず。どうか見ていただきたいと思います。自分の家が大丈夫かどうか。210号線沿いでも、赤にも青にも該当しない地域もございまして、うきは市役所も半分は該当していません。包含していません。これをもとに、どこが消防水利が弱いのか。帳簿だけではわかりません。台帳だけではわかりま

せん。実際に地図に落とし込んでやるべきだろうということで資料をお渡ししております。担当課長にありましては、これを参考にせろとは言いませんけど、消防水利が充足率が足りていないということであれば、市民から要請があったのをつけるのではなく、行政のほうから、消防水利の弱い地域に設置を促進するよう指導していかんといかんとやなかろうかと私は思っております。せめて地域に1個ぐらい防火水槽を計画してもらわれませんかと言いにいくべきだろうと思っております。そういったところで参考になればという思いで、つくったところでございます。

ただ、この赤色の部分、防災担当の水利台帳を見させていただきました。その中から全てを記入したところがございます。不可と書かれている水利が多うございます。ある地域によっては、全てが不可の地域もございました。市長が言われる617の消防水利が機能を果たさなければ、全焼火災は食いとめられないと思います。どの地域が消防水利が弱いのか。もっと十分検討をしていただいて、その地域のほうに出向いてでも、区長あるいは自治協の会長なりにお話をし、どうでしょうかと。設置しなさいとは言われないうらうと思ひますが、検討はしてもらわれんでしょうかと、こちのほうから言いにいくべきだろうと、行政のほうから言いにいくべきだろうと思ひしております。どうかよろしくお願ひしたいと思ひますが、市長、今の意見に対して何か答弁がありましたら、お願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） このたび、議員のほうから具体的に調査をされ、図面に落とされて指摘をされていることについては、しっかり受けとめさせていただきたいと思ひます。

ここで、所管の市民協働推進課長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 貴重な資料をありがとうございました。

これをもとに地域に入りまして、例えば自治協議会のほうで、まとまって区長会とかされてありますので、そういう席に出向いて、この落としした地図を見ていただいて話をしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 再度、台帳のほうも確認してもらいまして、先ほど言ひましたように、不可と書かれている水利が多うございます。吉井町のほうは大体見ました。この地図には落としていますが、水が全然、一滴もない、流れていないところも幾つかございます。そういったところも確認したところで、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

続きまして、開発の件でございますが、確かに行政指導でまだ難しいというのは当然わかります。都市計画の整備要綱で指導をされているんだらうと思ひしておりますが、近隣市町とのうきはの違いは、市長が最初におっしゃった消火栓がない。久留米市とか小郡市とか、そういったとこ

ろは小規模開発でも消火栓があるんです。しかし、うきは市にはないから、何らかの消防水利を課さなければ、宅地開発が小規模開発でずっと継続されると、家だけ建って、消防水利は何もないと。そういった地域がふえますよと。だから、その行政指導にプラスアルファで何とかつけていただくような取り組みなりをしなければ、今後も充足率というのは、そうよくなるとは思えない。せめて新しい家が今後建っていくところは、ほとんどが3,000平米未満の宅地開発しかいたしません。そうすると、そこに消防水利が弱くなっていくと。そして、家はどんどん建っていくと。そういった現状でございますので、ぜひとも、こちらのほうには何とか、ほかの市町と比べるんじゃないかと、上水道が通っていないところの市町はどうなのか、そういったところを検討して取り組んでいただきたいと思います。

市長が先ほど言いました、都市計画策定時に検討をします。この都市計画というのは、いつ策定されるのか伺いたしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 都市計画の策定については、再三、議会からも御指摘を受け、今のマスタープランである総合計画にもうたわれているところであります。私どもとしては、またしっかり都市計画の取り組みについては、総合計画にもうたわれていることでもありますので、しっかり、そちらについては対応を今、検討をさせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私が思いますところに、総合計画が書類できちっと整備されているということであれば、それに基づいて図面に、うきは市はこうあるべきだということを描くのが都市計画だろうと思います。その姿がないもので、上水道の問題とか道路整備の問題とか、そういったのに無駄な予算がかかるおそれがあると。

2040年問題、高齢者が一番ふえる。これは全国平均ですので、うきは市は2040年前にはもう高齢者がかなり多くなるだろうと予測しております。そういったのも間近に迫っている中で、うきは市の形はどういうものなのかという都市計画というのは、私はつくるべきだろうと。財政が逼迫する中で、そういった、うきは市の姿がまだ完成できていないというのはいかがなものかと。ぜひ、この都市計画にありましては早急に進めていただきたいと思いますけど、市長、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども申し上げましたように、再三、議会からも御指摘もいただいているところでありますので、しっかり対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 議会の3階には遊休施設等活用プロジェクトチームという部署が

ございます。そういった遊休施設の活用利用というのも大事だろうと思いますけど、まずは、この都市計画チームをつくっていただいて、うきは市ぐらいではないんですかね、この都市計画を引かれていないというのは、市の中で。ぜひ、この都市計画チーム——課になるのかわかりませんが、そういった課をふやせられないだろうと思いますから、そういったチームをつくって早急に進めなければいけないと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、時間がありませんので、次に、3点目の質問に入らせていただきたいと思います。

農業用ため池、特に特定農業用ため池改修工事等の負担割合について質問いたします。この件は、ことし6月議会で一般質問した分でございますが、工事費用が、受益者負担は、うきは市農業農村整備事業分担金徴収条例により10%となっていると。この受益者負担10%の基準を検討していくということで農林振興課長の答弁がありました。今後どのように農業用ため池の防災工事を進めていくのか、また、受益者負担割合をどうするのかを伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農業用ため池改修等の工事について、農業用ため池改修等の負担割合の経過について御質問をいただきました。

うきは市のため池の現状につきましては、全体で141カ所、そのうち農業用ため池として管理されているため池は65カ所、さらに一定規模、浸水区域内に家屋・公共用施設が存在するなどの基準を満たす防災重点ため池として選定されているため池は32カ所となっております。

防災重点ため池の改修事業につきましては、国の防災減災事業を活用し、改修等を進めていく計画であります。現在はハザードマップの作成を進めているところであります。この防災重点ため池の改修等の工事費に係る受益者、いわゆる農家負担割合については、他の施設等の負担金や過去の農業関係事業の負担金との整合性・公平性などを整理するとともに、ため池は農業用としての機能のほか、近年多発しております大雨等の自然災害の状況を踏まえた、防災としての公共性を持つ施設としての機能も考慮し、受益者の負担軽減について検討をしているところでございます。ため池は、受益者数などのそれぞれの条件が異なりますので、受益者負担については、市の財政状況も踏まえて対応する必要があると考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 少し後退した御回答をいただきました。今まで全協でも、これは取り上げてもらって、説明も受けてきたところでございます。

やっぱりこの受益者負担というのがネックになっているのは、これは、今、始まったことではないというのも私は議員になって知りました。ここを何とかしなければ工事が進まない。ただ、市長が言われる、その32カ所を全て一遍にやらは到底無理でございますので、1つずつでも危険な箇所から計画して、それが実現できるように持っていかなければいけないと考えております。

この10%の基準を検討するというところで、どう検討していくのか、再度ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。

今、市長がまさに答弁したとおりでございますけれども、その中で、まずは農業用の重要度というふうなもので1つ項目を考えております。それから、公共性の重要度、いわゆる防災の観点からというふうなものでの負担の軽減を考えております。ただ、農業関係は、それぞれが受益者から分担金なり負担金を求めていますので、このため池が他の公共事業等と比較したときに、明らかに、これは皆さんが納得していただけるものであるというふうなものを検討しているところでございます。

先ほど議員が後退しているというふうなことも言われましたけれども、決してそういうことはなく、市長のほうとも、4月以降、これまで五、六回は協議をさせていただいております。できれば年内にも、ちょっと時間をかけて市長のほうとも協議を進めてまいりたいというふうにも考えておりますので、そういった内容の方向性が出ましたならば、また機会を見まして御報告等もさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひとも受益者というか、ため池の管理組合の方々の話を聞き取っていただいて、1つずつでも危険なため池から改修しなければならないと思っております。そして、ほとんどが老朽化のため池が多いんだろうと思っておりますので、何らかの手を加えなければならない。

これだけ大雨が降っております。昨年の西日本豪雨では、朝倉災害もそうでしたが、ため池が決壊することによって被害が拡大しているような現状もありますので、特に重点ため池にありましては、早急に対応策を——負担割ですね、のどこだろうと思っておりますので、検討していただいて、工事实現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に、4点目の質問に移りたいと思います。

4点目は、事務事業の見直しについてですが、9月の決算特別委員会において、監査委員の決算審査まとめに、財政状況の弾力性を示す経常収支比率が98.1%となり、脆弱な財政状況のため、積極的な事務事業の見直しが指摘されておるところでございます。また、前年度も同じような内容で指摘されておりますが、この事務事業の見直し、これをどのように行っているのか、

その対応について市長に伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、事務事業の見直しについて御質問をいただきました。

人口減少や超高齢化社会の進行、そして、それに伴う市税収入の減少や扶助費等の増加、さらには施設の老朽化対策もあり、行財政を持続的に運営するためには、時代に即した事務事業の見直しが必要であります。また、事務事業の見直しは、事業のスクラップ・アンド・ビルドにとどまらず、公立施設の民営化や業務の外部委託、使用料等の見直し、保有資産の適正管理、データやICT活用による業務の効率化など多岐にわたると認識をしております。

これまでも、うきは市では、行政改革推進委員会からの答申を受け、補助金の見直しや事業の検証に基づく見直しを進めてまいりました。そのほか、保育所や小学校の統廃合あるいは民営化、子育て関連所管を西別館に集約化する取り組みや、遊休施設活用プロジェクトチームの設置、下水道使用料等の改定など種々実施をしてきたところでございます。

最近では、久留米広域連携中枢都市圏推進協議会の取り組みとしまして、新たに自治体業務のICT化を推進することを確認し、事例研究等をスタートさせております。また、うきは市におきましても、スマート自治体推進本部を設置して、AIやRPA——これはロボティック・プロセス・オートメーションと称してますが、などの導入を進めていくことを検討しているところでございます。

今後、市民生活に不可欠な行政サービスを提供していくためには、ますます事務事業の見直しによる効率化が求められます。事業のスクラップ・アンド・ビルドを行っていく上で、何より職員の意識改革が重要でありますので、予算査定のほか、あらゆる機会を通して、事務事業見直しに対する職員意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今、市長のほうに答弁していただきましたが、私がこの質問で言いたいのは、もうこれだけ逼迫している、市長がよく言われる基金、それから借金にあっては、そんなにふえていない——基金にあっては減っていない、借金にあってはふえていないというようなことで比較的安定しているというようなお話がございまして。しかし、何ですかね、12月7日の新聞やったですかね、西日本新聞の朝刊に出ておりましたけど——1面にですね、合併自治体、緊縮に汗、そうですね、特例切れ財政苦慮という。もう、うきは市のほうも特例の期限が切れるのがいつまでなのか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 先ほど議員から御質問があったのは、交付税の合併算定替えによる優遇措置のことだと思います。これについては、平成27年度から段階的に削減をされておりまして、今年度が最終年度ということになりますので、令和2年度からは、一本算定と申しまして、うきは市1つの単位として計算をしていくということになります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今、企画財政課長のほうから報告があったとおりでございます。

合併当初は、浮羽町と吉井町に対する地方交付税が国から来ていた。それが27年から、その分が少しずつ減らされて、今年度ですか、が最終年度になると。ということは、次年度からは、うきは市単独ということで地方交付税が来るということは、それだけ減らされると。財政が逼迫する状態はもう迫っていると。こういった中で、職員の意識の醸成、それは確かに必要だろうと思いますけど、そういった財政を緊縮するなり、そういった部署、チームをつくって、担当課担当課ですると、大きな事業の見直しやら、そういったのはできないと思います。私の言いたいのは、この事務事業の見直しについては、それを専門とするチームをつくる必要があると思いますが、最後に、市長、お答えをお願いいたしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど議員から指摘されました、私が常々申し上げているのは、今までは基金が、ちょっと私が就任させていただいて20億円積み上げまして、起債については21億円減少することができました。しかし、これからがまさに正念場で厳しいと。上水道対応の問題もありますし、先ほどから答弁させていただいています公共施設の老朽化対策、いろんな課題が山積をしております。そして、先ほどから御指摘がありますように、防火水槽のお話であったり、もろもろの議員の皆さんからの御指摘なんかも受けております。それに応えるためには、やはり限られた財政の中でどう応えていくかというのが大きな課題だと、このように認識しております。そんな中、うきは市は財政力指数が、微々たるものですが少しは上がってきているんですが、やはり他の市町村と比べると低い。それだけ地方交付税に頼らなくてはならないという現実があります。

そこで、今、課長のほうから答弁がありましたように、この合併算定替えの措置も今年度で終わりということで、非常に将来的な財政運営には危機意識を持っているところをまず御理解をいただきたいと、このように思います。

そういう中で、今、議員のほうから、しっかりした組織体制が必要ではないかという御指摘をいただきましたが、議員の御指摘のように、所管を新たに設けて集中的に推進することは望ましいとは考えておりますが、私ども限られた行政組織全体のバランスを考慮した場合、現状では新

しい部署を設けるといのは困難ではないかなと思いますが、今後も企画財政課を中心として組織が一丸となって、この行財政改革に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） まだ聞きたいところはあるんですが、時間が来ましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、2番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、12番、伊藤善康議員の発言を許可します。12番、伊藤善康議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 12番、伊藤善康です。通告に従い、今回は消防団についてと農業について、3番目に、自然環境について質問をいたします。

まずは、消防団についてですが、小さく分けて5点、1点目は、団員確保。2点目、団員の優遇措置。3番、OB団員の活用、処遇について。4番目、消防団の行事の縮小。5番目に、福岡県消防操法大会の不参加を質問いたします。

(1)の団員確保については、以前、質問をいたしました。私の住んでいる朝田原の例を取り上げ、具体的に説明をして、朝田原区では大変苦勞をしている。ほかにも幾つかの行政区が同じ状況であるので、行政区での団員確保は限界になっている。そのため、市に団員確保にかかわってもらいたいと強く要望をしましたが、そのときの市長の答弁は、消防団のことは消防団に任せているので、市はかかわらないとのことでした。今もその考えは変わっていないのか、答弁を求めます。

2番目の、団員の優遇措置を再度考えてもらえないかです。

このことも以前、一般質問で取り上げましたが、消防団員になれば、本人はもとより、家族も犠牲を払うことになります。それで、幾つかの自治体では消防団の団員の優遇措置を実施しているので、うきは市でもできないかでありました。再度、この質問をいたします。

3番目が、OB団員の活用を予定されておるようですが、活用と処遇はどのように考えてあるのか。

4番目、消防団の行事を見直し、縮小はできないかであります。

5番目が、県操法大会——福岡県消防操法大会の不参加を決定してみてもどうか。

以上、5点、答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団について大きく5点の質問をいただきました。なお、うきは市消防団活動の提言と消防団員確保に対する積極的対応について、議長より、先月、提言

をいただいているところであります。近いうちに回答をさせていただく予定であります、その考えの一端を述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目が、消防団員確保について、市がかかわることができないかとの御質問であります。消防団員確保の件に関しましては、平成28年第2回定例会の際にも関連した質問をいただいております、その際にも答弁いたしました。市としての取り組みといたしまして、消防団員募集に関する、広報うきはに掲載、行政区へのポスター掲示依頼、パンフレットの回覧依頼、区長への文書による協力依頼などを行いながら、各分団の消防団員による募集活動を行っていただいております。また、平成29年度からは、住民基本台帳をもとに、入団適齢期に当たると思われる20歳から40歳までの名簿を閲覧してもらい、勧誘に回る際の資料として提供しているところであります。また、行政区によっては、区長に御協力をいただき、同行して勧誘に回っていただいているところでもあります。市といたしましては、消防団は地域に密着した組織であることから、これまで同様、地域に精通した消防団員が新たに団員を勧誘していただく方法をお願いしたいと考えております。

しかしながら、人口減少や地域コミュニティの希薄化など、さまざまな影響により、消防団員確保の問題は年々厳しさが増していることも事実であります。消防団員は地域の防災力の中核を担う重要な存在であるため、市といたしましては、各自治協議会に対し、消防団員勧誘に対する御協力を要請し、区長会等へ消防団員確保についてをお願いをしてみたいと考えております。また、防災訓練等の際にも、消防入団をお願いしていきたいと、このように考えております。

2点目が、消防団員の優遇措置についての御質問であります。消防団員の優遇措置につきましては、例えば市内の商店等に消防団応援の店として登録していただき、利用者証を提示することで各店舗からサービスを提供していただくという取り組みとして、平成27年度に、うきは市商工会と具体的に協議を行いました。現在のところ、実現には至っておりません。しかしながら、全国的に消防団員優遇措置の取り組みは徐々に広がりを見せております。うきは市といたしましても、このような取り組みを参考に、実現に向けて再度うきは市商工会と協議を行うとともに、市内の商店等に対しても協力のお願いを行ってまいりたいと考えております。

3点目が、OB消防団員の活用、処遇についての御質問であります。議員御質問のOB消防団員は、いわゆる地域団員の取り組みのことだと思います。地域団員制度は平成25年度に4名の方が入団いただきましたが、分団内の調整がうまくいかず、1年で退団となりました。しかしながら、昨年の消防委員会からの「組織の見直し」についての答申の附帯意見として、OB等の活用についても意見をいただいております。平成30年度において、消防団とも協議を行い、従前の取り扱いについて見直し、令和2年度から再度の運用を図ることといたしました。

出務につきましては、大規模な災害を除き、所属する分団管内で発生した火災等への対応とな

っており、行事等につきましては、出初め式のみ参加をいただくようになっております。そのほかの訓練や手入れ点検などは原則免除となっております。また、処遇につきましては、年報酬を除き、基本的に正規団員と同様となります。

4点目が、消防団の行事を見直し、縮小できないかという御質問であります。消防団行事につきましては、これまでも、消防団員の負担軽減のため、うきは市消防団と協議の上、随時見直しを行ってまいりました。例えば年末夜警の期間の時間短縮、警鐘の廃止、今年度につきましては、操法大会の訓練期間や訓練時間の指定を行い、消防団員に過度な負担がかからないよう配慮を行ってまいりました。一方、訓練に関しては、機械操作を習得するための機械運用訓練や、春と秋の火災予防運動期間中の模擬火災訓練などを実施しておりますが、いずれも火災消火の際に必要な技術を修練するために必要な最低限の訓練内容であると考えております。そのような中、議長からの提言等もあり、現在、全体行事や分団活動に係る消防団員の負担軽減について、再度、消防団と協議を行っているところでございます。

5点目が、県ポンプ操法大会の不参加についての御質問であります。福岡県ポンプ操法大会は隔年で開催されており、うきは市消防団は、昨年開催された第25回大会ではポンプ車の部において準優勝となり、前回大会の小型ポンプ車の部準優勝に引き続き、2大会連続で準優勝という好成績をおさめていただいております。

ポンプ操法の意義としましては、火災時の必要な基本動作の習得と全体の結束力の強化が挙げられると思います。福岡県ポンプ操法大会において、さらにハイレベルな技術と体力、精神力、結束力が求められ、まさに、うきは市消防団が一致団結して取り組んでいただいた成果だと思っております。福岡県ポンプ操法大会への参加の可否につきましては、うきは市消防団全体の士気にかかわる重要な判断であると認識をしております。したがって、この件につきましても、うきは市消防団と十分協議を行っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） では、再質問をいたします。

団員確保について、以前、質問をしました。私が住んでいる朝田原の例を取り上げ、やったわけですが、今、市長からの団員確保についてのいろいろ取り組みをお聞かせいただきましたけど、パンフレットを配布する、チラシを張る、区長にお願いする。このことは、あんまり効果は私はないと思います。

このとき、以前、私が質問をしたとき、なぜやったかといえば、朝田原で、朝田原に居住していない人が朝田原の消防団員で入ったわけですね。それは市長も記憶にあると思いますが。それで、その移転先からは、何でよその団の消防団員になつとるのか、何でうちで入られんとかと。それが4年、5年続いたっですね、2人。それで、かわりがいないので、いつまでも朝田原で入

つとかないかんということで、区長を初め、あそこの役員、四、五人、毎晩、20日間ぐらい勧誘に回ったと。それでもおらんかったと。最後にとうとう、最後はできたわけですが、そのように区長にお願いしても、区長が大変な目に遭いよるとですよ。

それで、今回も再度質問をしましたが、たしか、ことしの3月ぐらいやったと思います。団員が入れかわる前やったけん。3月か2月ごろ。ある区の区長がまた同じことを言いました。「どげんかならんの、市の役所のほうで。これはもう区長でも無理ばい。もう限界ばい」ということでした。それで、パンフレット、チラシ、区長がちよっと一、二回行って、それで入るくらいならもう、こんな質問はしません。しかし、もう限界になつとるとですよ、勧誘。

まず、一番の原因は、親が子供に会わせてくれないと。もうほとんど、その勧誘に行って挨拶しても玄関払いです。じゃったそうです。それで、再度、これはお願いしたいと思って質問をしているわけです。

それで、この2番とも少し関連しますが、やっぱりどこの自治体でも同じ問題が起きとるんじゃないかなろうかと。それで、団員の優遇措置を、飲食店あたりと協力をもらって。団員に限らず、家族までですよ、それは。やっている自治体、新聞にも時々載りよります。それをやっぱり市長は、今、商工会と話し合いはしたけど実現しなかったということです。やっぱり、もうちよっと腰を入れてやらんと、それ、どげん話したか、何回話したかもわかりませんが、やっぱり腰据えてきちっとやらんと、それで、どうしても商工会が、そんな1割引、2割引、し切らんばいと言うたときは、それは市も覚悟して、そのぐらい市が補填するというぐらいの覚悟を持ってやらんと、それは商工会も自分のところが、やっぱり、それだけ利益が減るわけですから、それは簡単にうんとは言いませんよ。どげんですか、その辺。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 団員の優遇措置についてですけれども、このほど、商工会のほうと協議をさせていただきました。商工会の会員のほうに、消防団について応援ができないかというところで、何か優遇措置を設けていただけないかという通知を出すところまでは考えております。それがうまくいけば、早速、来年度、団員の証明するものをつくりまして、優遇措置を実施したいと思っておりますが、まずは団を応援する店を募りたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 団を応援ですか。具体的に飲食費の1割引、2割引、そのあたりまでのお願いはできんわけですか。ただ応援してもらおうということですか。いや、私が今先ほど質問した、もしも商工会が、ええ返事がもらえんときは、それを市が補填してもよかとや

ねえですか、そのくらいの覚悟を持ってしてもらいたいということですよ。再度、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 消防団を応援する店については、さまざまな、例えば飲食店が多いかなと思いますけれども、その店、店によって、ちょっと割り引きをしていただくというところで、店側にとっては、消防団員の方並びにその家族が来ることによって、お客さんがふえるというところで応援をしていただけないかなという願いをまずはしようと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） まずは、お願いですか。

もう、この質問は何年になるですかね。もう6年か7年前にしたっちなかったかな。そいき、6年間、何もせんのに、今になって、まずは、お願いするんですね。なら、市もやっぱり覚悟して、これは最後と思ってお願いをしていただきたいと思います。そいき、商工会が、その協力してくれんなら、その部分を市が補填して、商工会に補填するということまで覚悟してやってもらいたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、取り組んでいるんじゃないかと、先ほど答弁させていただきましたように、27年に、そういう取り組みをしたけれども、うまくいかなかったということは御理解いただきたいと思います。

それから、課長のほうからありますように、消防団応援の店、これは全国的な取り組みなんです。消防団応援の店制度の導入により、団員家族への優遇措置ということでもありますので、応援、そして、そのつながり、優遇措置というのがつながってきてますので、そこは御理解いただきたいと思います。このほかにも全国的に、いろんな取り組みをされている事例がありますので、今、しっかりそういう事例を集めて、いろいろ検討をさせていただいているところであります。

いずれにしても、議員の御指摘のこの5点の大きな要点は、やはり団員の確保だろうと思います。この団員の確保については、全国的に大きな課題となっております。団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されているところであります。うきは市におきましても、地域コミュニティの創造的再生を今、進めている中で、協働のまちづくりの理念からも、この消防団のあり方、先ほど答弁させていただきましたが、地域の皆さん、あるいは現団員の皆さんの御協力をいただきながら、何とかして、この協働のまちづくりの理念の観点からもお願いをしたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 市民の理解を得る、それはやっぱり大変大事なことです。しかし、現役適齢期の若い人がおる親としては、多分理解はできんと思います。門前払いですよ、先ほども言いました。もう、うちの息子と会わんでおってくれと。息子さんと会うて直接話せば、ある程度、口説きもさると。いろいろな話をして承諾を得る可能性もあるけど、親がもう、まず反対ですよ。そいき、前は、この辺をしっかりと親に理解してもらうように、消防団とはどういうものかということを理解してもらわんと、まず団員確保は第一歩目が進めないんじゃないかということで質問をしていました。

それで、今回も同じ質問になりますが、やはり親ですね、おやおやじゃない親。親に、やっぱりしっかりと理解を得るような取り組みをぜひやっていただきたいと思います。そして、まずは親が、うちん子は、ほんなら消防団に入れようかというような、やっぱり親が出てくることを期待しておりますので、その辺をお願いしたいと思いますが、できますか、それ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘は重要なことだと思ってます。先ほど答弁させていただきましたように、要は根本的な問題は、地域コミュニティの再生にかかわる話だと思ってます。

今、コミュニティの中でも大きな類別として、地縁型のコミュニティとテーマ型のコミュニティというのがあります。地縁型のコミュニティというのは、自治協議会あるいは158の行政区、こういうのが地縁型のコミュニティということで、そこには、いろんな力を入れさせていただいてますが、このテーマ型のコミュニティが、かつてあった青年団、婦人会、そして消防団というのが大きな組織でありました。御承知のように、青年団、婦会もなくなりまして、私どもとしては、この消防団が最後のテーマ型コミュニティの大きなとりでだと、このように思っております。しっかりした協働のまちづくりを進める上でも、議員御指摘のように、しっかり地域あるいは御家族の方の御理解をいただくことが何よりも重要なことだと、こういうふうに思っておりますので、そういうところをしっかりと頭に置きながら対応していきたいと、このように思ってます。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ぜひやっていただきたいと思います。まずは親からです。

3番目のOB団員、これ、地域団員ということでしたが、出初め式のみ、今まで4名ですか、入っていただいて、うまくいかなかった。でも、いかんはずですよ。一緒に夜警とかしよつたら、やっぱり先輩じゃけ、先輩面して、「おい、おまえ、何持っていけ」「何せろ」と命令形ですよ。絶対夜警やら一緒にさせたらいかんと思いますね、私の考えは。それで、火災とか、昼間の火災はもう、ほとんどが仕事——現団員はですね、遠くに仕事に行っている関係で、なかなか人間が集まらんと思います。それで、やっぱり昼間の火災とか、そういうことをカバーしてもらうよ

うにするだけ。出初め式だけは出動してもらおうということでしたので、今の市長の考えには私も賛成します。絶対夜警は一緒にさせないようにしてください。行事関係はもう出さない、出らんでいいごと。

どげんなつとですかね。やっぱり団員扱いになるとですよね、これ、やっぱり。それで、その辺、さっき答弁の中にあっただと思いますが、そこをちょっとメモしよった関係で聞き漏らしておりますので、再度お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） うきは市の条例の中に、うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例というのがございます。この中に、一般団員というところもございますけれども、その他団員というところ、区分けをしておりますので、その他団員として地域団員を迎えたいと考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということは、その他団員ということになれば、今、定員が500名ですかね、減らして、その中には含まれないということですか、その中に含むということですか。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 地域団員は定員に含みます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 次に移ります。

3点目の、消防団の行事ですね。縮小を検討しているということです。これも団員確保の1つのポイントではなかろうかと私は思っております。行事が多過ぎですね。

これは、先日、消防団分団長と副分団長、それに議員との意見交換会をやったわけです。2回に分けて。2回目は、何ですか、消防本部の幹部やったですか、ということでやりました。しかし、いろいろ意見を出して聞かせてもらった結果、現一般団員ですね、の人たちとは、ちょっとやっぱり温度差があるというかな、やっぱり分団長、副分団長、それに本部の役員とか、そういう方たちは、やっぱり何か物すごい責任感があるので、いろいろ行事は減らさんと、このまま

やっていきたいような意見が多かったと思います。しかし、現団員と話していると、やっぱり消防団に入って、もう家族サービスも何もできんと。やっぱり消防団の行事が入ると予定も立てられんということで、これもやっぱり団員確保の1つのポイントになつるとじゃなからうかと思しますので、ぜひ、やっぱり幹部やら市長は減らさんほうがいいと考えているかもしれませんが、ぜひ縮小をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 消防団の行事につきましては、今までいろいろ見直しを行ってきております。団幹部の方々とお話すると、これ以上は、やはり行事の縮小は難しいのではないかなという意見でございます。ただ、行事の時間を短縮するなど、そういうところを今、考えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 時間短縮は、それはいいことです。しかし、4時間かかろうが2時間かかろうが、出てこにゃんことには間違いありません。その場に来なんとだけん、行事は。そいけん、行事そのものをなくせんと、その日は、やっぱり時間をつくらにゃいかんということになるんですね。ぜひともそれはやっていただきたいと思います。

何回ぐらい、今、行事あるんですかね、消防団の行事。それに訓練ですよ。私も14年ぐらい消防団に入っております、やっぱり分団長までさせていただきましたが、相当出らにゃんです。出初め式前の、何ですか、小隊訓練展示か、あれだけで、やっぱり1カ月半ぐらい多分、毎晩練習しよったち思います。消防団の行事のほかに訓練でかなりの日数を潰すですね。潰すというか、出席をせんとできません。そいけん言いよるとですね。なるべく、ふだんの、その昼間の行事とか、そういうものを減らしてもらいたい。訓練は、小隊訓練やら見よると、ばらばらになつとっても、参加することに意義があるで、やればいいけど、どうしても、きちっとした動作、ポンプ操法やら見よったちわかるでしょう。もう、気をつけとか敬礼の仕方の指先の細かいとこまでやらるっですね。そういうことですよ、訓練は。どげんです。市長、どげんでしょうか、この問題は。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 消防団の活動については、これまでも長い歴史があつて、かつ、やっていることも、儀式だけではなくて、先ほどから答弁をさせていただいてますように、技術の習得とか結束力とか、いろいろな意味合いを持ってやっている行事が全てであります。今まで改善できるものは、ほとんど改善を尽くしたような感もありますけれども、しかし、今、先ほど答弁さ

せていただきましたように、再度、今、消防団と協議をさせていただいておりますので、またし
かるべき時期に、議長からも御提言いただいておりますので、文書で、しっかり回答させていただき
たいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 次に、県の操法大会。これ、大体、福岡県のその操法大会、あ
れは市町村まで含まれるのかな、操法大会、出動——参加は。何、幾つあって、幾つ参加しよ
るとですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 昨年、県の消防操法大会がございました。これには、小型
ポンプの部とポンプ車の部と分かれております。ポンプ車の部が全国大会につながるというところ
でございますが、福岡県に60市町村ございますが、そのうち24市町村が出場しております。
これは2年に1回というところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 60市町村あって24の参加。半分以下ですよ。何で、うき
は市はそが参加をしたがるんですか。理由を聞かせてください、その参加しよる理由を。先ほ
ど、団員の意識の高揚とか統率とかいろいろ市長は言ってましたが、そのことだけです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、やっぱり火災時の必要な
基本動作の習得とか全体的な組織の結束力の強化、これが大きなポンプ操法の意義だと思います。
そして、県の操法大会に行きますと、もっとハイレベルな技術と体力、精神力、結束力というの
が求められるようになるんですが、こういうことを通じまして、いざ火災が起きたときに、しっ
かり対応できるような、そういう基礎知識といいますか、基礎力をつける、こういうことでやら
せていただいているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） それで、今言った、が参加しよる理由ということですね。私は
何もならんち思います。ほかに、あれは、あれだけ各団から選手が選ばれてくるわけですよ。あ
れが各分団に帰って、その人だけ一生懸命やっても、ほかの団員は何も、そげな動作も何もせ
んですよ。それよりかはもう、現場で即対応できるような訓練をうきは市の中でやればいんじ
ゃないかと思います。

県操法大会、あれ、予算が四、五百万、たしか使いよったち思いますが、金もかかっている話です。そいき、60市町村あって、それが58とか59、もうほとんど参加しとるといふなら、それは、うきは市も参加するべきだと思いますが、24ですよ。何らかの理由があつて、多分、参加を取りやめとると思ふます。ぜひとも、これは市長、決断をいただきたいと思ふます。次回からですね。

もう火災現場が、あげな動作をする暇ねえんですよ、また。私も14年おつていろいろ火災とか災害を経験しました。しかし、ああいうポンプ操法、何と言つたらいいかな、見映えはいいですね。確かに基本的な動作で、あれだけきちつとせにやいかんとかと思ふます、あれを火災現場でやれつて言つたつちや、誰もせんですよ。どげんするとですか、こうやつて、こうやつて。手を上げる暇があるなら走るですよ。それで、現場で、何といふかな、見合うた訓練を、消防署もおることですから、消防署からいろいろ指導をいただきながら、市の中で、火災現場、山林火災はこうだ、建物火災はこうだといふことですよ。

先ほど、2番議員、組坂議員からも出てましたが、うきは市の火災は全焼が多いと。こげんしよるきじゃねえですか。どげんですか……。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、議員が一番御承知だと思いますが、これらの消防活動については、江戸時代の町火消し、あるいは明治時代の消防組以来の伝統でありまして、この基本精神といふのは現代も変わらないと私は認識をしております。

いずれにしましても、福岡県ポンプ操法大会の参加の可否については、このうきは市消防団全体の士気にかかわる重要な問題でありますので、私のトップ命令というよりも、十二分に消防団と協議をして判断をさせていただきたいと思つてます。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ぜひ不参加の方向で検討をお願いします。

次の質問に入ります。

農業についてです。4点、挙げております。

1つは、レインボーファーム設立時の目的の1つである、耕作放棄地解消対策はどのくらい進んでおるのか。

それと、レインボーファームの経営状況をお願いします。

3番目に、耕作放棄地にカウントされていない、草刈りだけで何も作付していない農地の面積はどのくらいあるのか。また、今後は耕作放棄地全体をどのようにしていくのか。

（4）有害鳥獣駆除班のさらなる充実を考えてみてはどうか。

以上の4点についてお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農業について大きく4点の質問をいただきました。

1点目が、うきはレインボーファームによる耕作放棄地解消はどのくらい進んでいるのかという御質問であります。うきはレインボーファームでは、新規就農者の研修施設として、トマト栽培のほか、荒廃地対策や中山間地域の活性化も大きなミッションの1つとして事業展開を行っております。現在、小塩真美野地区では2.2ヘクタールの農地を借り受け、果樹・野菜などの適地作物の実証栽培を行っております。この2.2ヘクタールのうち30アールは、隣接する耕作放棄地を荒廃農地等利活用促進交付金を活用して、耕作放棄地を解消した農地であります。うきはレインボーファームとしての実績はまだわずかではありますが、この小塩真美野地区での取り組みは、実証栽培を行うとともに、中山間地域で就農するような若者を育成し、将来的には園地も含めて継承していく仕組みができないかと考えております。また、このような取り組みを真美野地区以外の地区にも広げて、荒廃農地対策及び優良農地の保全につなげていきたいと考えているところであります。

2点目が、トマト価格の低迷による、うきはレインボーファームの経営状況についての御質問であります。議員御指摘のとおり、ここ数年、トマトの価格は下がってきております。にじ農業協同組合の取り扱い実績を見ますと、1キロ当たりの平均単価は、平成28年が384円、平成29年が347円、平成30年が334円となっております。また、冬場の天候不順等により、収穫量も減少している状況であります。このため、にじ農業協同組合では、「福岡県GAP認証」を取得し、市場での差別化を図り、契約販売量の増加、販売対策の取り組み及び単価の底上げを進めているところであります。

うきはレインボーファームにつきましても、価格低迷は大きな課題であり、にじ農業協同組合、久留米普及指導センターや市など関係機関が連携して、経営の改善について検討をしているところであります。引き続き、経費節減に努めていくとともに、病気の大きな原因であるコナジラミ対策として、防虫ネットの張りかえや栽培管理等を見直し、等階級の改善に努め、高単価の規格品に絞り込みを行う等の対策を講じているところであります。

3点目が、今後、耕作放棄地をどのようにしていくのかという御質問であります。現在、把握しております。うきは市の耕作放棄地につきましては、平成30年度の決算報告での内容になりますが、再生利用が可能な荒廃農地が285ヘクタール、再生利用が困難と認められる荒廃農地が91.9ヘクタールで、合計376.9ヘクタールとなっております。農業委員会では、この耕作放棄地については、農業委員や農地利用最適化推進委員などの指導や文書で、その改善を呼びかけているところであります。

御質問の、草刈りのみの管理農地がどれだけあるのかという御質問につきましては、農業委員

会は、耕作放棄地の調査は行っておりますが、管理のみを行っている農地であれば荒廃農地としてカウントしておりませんので、その面積については把握をしておりません。参考として、中山間地域等直接支払交付金の全体面積501ヘクタールとなっておりますが、そのうち、管理地として耕作していない農地は56ヘクタール、11.2%となっております。また、今年度の水田についての自己管理保全の農地は101.7ヘクタールとなっており、経営所得安定対策の米の補助がなくなった昨年度から増加をしている状況であります。

今後、耕作放棄地をふやさない、また、解消していくために、農地の所有者から担い手への集積・集約化をしていくことが重要であると考えております。そのためにも、市の広報紙、ホームページなどで、所有している農地の貸し借りや売買についての記事を掲載するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員が貸し借りのあっせんなどを行っております。また、今年度から新たに実施しております活動として、農地利用最適化推進委員による、70歳以上で後継者がいない世帯を対象に、個別訪問での農地活用の意向調査に取り組んでおります。将来的な耕作放棄地となるおそれのある農地を事前に把握し、荒廃する前に次の担い手へと農地を流動化させることが必要であると考えております。

また、耕作放棄地は、平たん部より山間部に広がっている状況で、農家の高齢化、後継者不足は深刻な状況にあり、全ての農地を守ることが極めて困難な状況であります。今後は、保全していく農地と山林に転用を図る農地の仕分けを進めていく必要があると認識しております。しかしながら、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等により、農地の山林転用は制限されている状況であるため、国・県に対して、農地の山林転用等について、規制の緩和を要望しているところであります。

4点目が、有害鳥獣駆除班のさらなる充実についての御質問であります。現在、うきは市では有害鳥獣駆除班14名による、年間を通した駆除活動を行っていただいております。被害農家からの駆除相談や情報提供に基づき、迅速な対応とあわせて、箱わなによる捕獲、毎月の一斉捕獲等での駆除活動を行っていただいております。

一方で、駆除班も高齢化が進んでおり、将来に向けての人材の確保あるいは人材の育成が大きな課題となっております。また、近年のイノシシの集落付近での被害報告や鹿の目撃情報の増加等により、今後の農業や林業への影響も懸念されるところであります。市としては、継続して、わな猟免許取得に対する市単独の助成等を行い、駆除を行える人員の確保・育成にも努めていきたいと考えております。さらに、有害駆除の資格を有する方を中心に地域組織をつくり、地域ぐるみでの捕獲の取り組みによる駆除や、農業者で捕獲資格を有する方と連携した、新たな有害鳥獣駆除の組織体制や捕獲の方法、新たな支援等を検討しているところであります。この新たな取り組みについては、有害鳥獣駆除班などとも十分協議をしてまいりたいと考えております。あわ

せて、今後も国の交付金を活用したワイヤーメッシュ柵等の対策、不要木の伐採や、やぶ払い等による緩衝帯の設置等とあわせて、農作物の被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 再質問、かなり考えてメモしておりましたが、今の市長の答弁が非常に長かったので、時間がありません。それで、再質問は、また機会があったらやります。

それで、次、最後の質問、自然環境についての質問をします。1・2まとめてやりますが、私が以前要望していた河川の生物調査はどうなったのか。（2）小魚、小動物の中には、もう既に絶滅をしているのではないかと思われる種類もあります。それに、全体のその小魚、小動物の数も減っております。このままでいいと市長は思われておるのか、答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 自然環境について大きく2点の質問をいただきました。

1点目が、河川の生物調査についての御質問であります。うきは市は、平成20年3月に、第1次のうきは市環境基本計画の策定を行い、平成20年度から平成29年度までの10年間、この第1次計画に基づき、環境施策を推進してまいりました。さらに、環境施策にかかわる状況の変化に対応するため、平成30年3月に、新たに第2次うきは市環境基本計画を作成しております。この第2次環境基本計画の中で、初めて自然環境における生物多様性の保全という文言を使い、うきは市に分布する山間部から平野部までの多様な環境に生息、生育している希少な生物に関する認知度の向上と情報発信をしていくことを目指すこととしました。そして、この計画にのっとり、市内に生息・生育する生き物の現状を把握するため、市全域を対象とした自然環境調査を実施することを検討することになっております。

また、一方で、平成27年には、小塩地区が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されております。この選定に基づき、福岡県北筑後地域環境協議会では、「水辺探検隊」を企画し、イベントを開催しており、毎回、市内外より親子での参加者、約50名の皆さんが実際に田んぼの中に入り、水生生物や淡水魚・両生類などの観察を行っております。これは、うきは市が主催した、「小塩ふるさと体験」との共同開催企画となっております。このような企画は今後も継続を行ってまいります。こういったイベントを通して、少しずつではありますが、生物多様性への意識づけが始まっているところであります。今後は、自然環境調査をするべく検討に入っておりますが、単に調査をするだけで終わるのではなく、その調査を踏まえて、うきは市の自然環境をどのように保全していくのかを考えることが大切になってまいります。

また、当然ながら、調査は1年だけで終わるものではなく、継続して行っていくことも必要です。さらに、調査の一方で、市民の皆さんとの対話や連携を進めていくことで、まずは、この調査の意義を理解、協力していただけるよう、また、その後、市民の皆さんを巻き込む形で自然環

境の保全に関する活動につなげていけるよう進めていくことが必要であると考えております。

このように、市単独のみならず、福岡県北筑後保健福祉環境事務所などとも連携し、また、市民の皆さんとともに環境保全についての意識を高めていけるような施策を進めるため、本年度中に、しっかりとした対応ができるよう、所管を含めて組織体制を固めていきたいと、このように考えています。

2点目が、小魚や小動物の中には絶滅しているのではないかとと思われる種類があり、数も減っているとの御指摘であります。議員御指摘のとおり、絶滅や数の減少等があるのではないかとということに関しては、私どもも危惧をしているところでございます。まずは自然環境調査をする体制を整え、その後、実際に調査を行って、どのような結果が出るのか。また、その結果をいかに正確に分析できるのか。また、これを踏まえて、どのような対応がとれるものなのかを十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 丁寧な答弁をいただき、ありがとうございます。

再質問に入りますが、市長は、その小魚とか小動物、昆虫も含めてですね、減った原因は何だと思っておりますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） やはり、いろんな要素が重なっていると思います。まずは、自然現象の大きな気候変動も大きな意味ではその原因でありますし、近いところでいきますと、今まで水生生物が生息していた河川とか水路とか、それが例えば三面張りになって魚がすめないような環境になったり、あるいは、今、うきは市は、ほぼ下水道が100%、整備率が100%となっておりますけれども、以前、下水道整備等が整わないところには、生活雑排水がそのまま水路とか河川に流れて、魚のすむ環境が破壊された、そういうことが、もろもろあるのではないかと、このように思っております。

そういう中で、今、うきは市だけではなくて、日本中全体が、そういう問題が大きくなっている中で、議員も御指摘のように、今、国際的にも、こういう問題を解決しようということで、SDGsの取り組みとか、平成27年12月に国連で、いわゆるパリ協定、これは、国連の気候変動に関する会議、COP21でも採択されたものでありますけれども、こういう協定の中で、しっかりした環境整備、例えば気温上昇を抑えるとか、そういうことで全ての動植物がともに、人間とともに共生できるような、そういう社会の取り組みというのが、今、叫ばれてますので、そういう時代に取り残されることなく、議員が言う自然環境にもしっかり力を入れていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） これも長々と再質問を準備しておりました。しかし、もう時間がありません。それで、また次回の機会に長々と再質問をやらせていただきたいと思います。

きょうは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、12番、伊藤善康議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、5番、竹永茂美議員の発言を許可します。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、通告に基づきまして4点お尋ねをしたいと思います。

最初に、高齢者の支援策についてということです。

厚生文教委員会では、先日、公共交通の支援策ということで、福山市のほうにお邪魔しまして行政視察を行ってまいりました。この高齢者の交通支援策につきましては、全国的な問題であり、そして、うきは市での問題ではないかというふうに思っております。

配付しています資料Aのほうを見ていただきますと、うきは市の公共交通施策について4点調べてまいりました。1点目は、うきはバス、2点目が、予約制乗り合いタクシー、3点目が、西鉄バス神杉野線、4点目が、庁舎間バスです。また後ほど質問にこれを生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、それに関しまして、買い物支援策についてもお尋ねしたいと思います。

それから、2点目が、高齢者の見守り支援策の成果と今後の方針についてということです。これは、一昨年、行政視察で周南市を訪れたときに、周南市のほうから幾つかの提案をいただきました。そのことについて、1年まではたちませんけれども、うきは市として取り組まれたことについての成果と課題についてお尋ねしたいと思います。市長答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 高齢者の支援策について大きく通告では2点御質問をいただいています。

1点目が、公共交通の昨年度の実績と課題、そして今後の方針並びに買い物支援についての御質問であります。うきは市では、民間の交通事業者が運行するバス・鉄道・タクシー等に加えまして、民間バス路線が撤退した地域においては、市が、うきはバスや予約制の乗り合いタクシーを運行するほか、民間バスの路線維持のため、交通事業者へ補助を行うなどして、公共交通を支えている状況にあります。

昨年度、地域公共交通の実績を利用者数と運行経費で見ますと、うきはバスの利用者数が約4,300人で、かかった経費が約340万円。同様に、予約制乗り合いタクシーが1,500人で240万円。西鉄バス神杉野線が6,600人で、補助金としての支出が約1,000万になっております。

課題としましては、公共交通機関の維持・改善に当たっては、地域住民の意見のみならず、民間の公共交通事業者の意見も伺いながら、関係者間の合意形成を図らなければならないという点があります。また、行政が実施する場合、対象地域内の平等性を求められる傾向が強いことから、どうしても使い勝手の悪いものになってしまい、思うように利用者が伸びないということが挙げられます。

こうした中、国土交通省では、「高齢者の移動手段の確保に関する検討」がなされ、「介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービスDの実施可能モデル」や、「営利を目的としない互助による運送のために、NPOなどが市町村の自動車を利用する場合等の取り扱い」など、福祉と絡めた具体的な方策の提示がなされてきました。

うきは市におきましても、交通政策会議の中で検討を続け、地域包括ケアシステム構築の中で、住民同士の支え合いによって、交通弱者とされる人たちの暮らしを守る取り組みが始まっているところであります。その内容につきましては、8月にありました両常任委員会の合同調査の中でも御説明をしたところであります。

多くの地域で通院や買い物など、高齢者の移動支援が課題として挙がってきておりますが、地域に居住する個々人のニーズに対応するためには、地域独自の移動手段の確保が必要です。そのような中、各自治協議会において取り組みが進められつつあります、車両を購入したり、スクールバスの空き時間を有効活用するなどした支援が始まっているところであります。そこでの課題につきましては、やはり運転ボランティアの確保になりますので、公設のうきは市立自動車学校の強みを生かした運転ボランティア講習会を実施するなどして、その確保に努めているところでもあります。

なお、今月20日には、「地域で行う移動支援に関する情報交換会」を開催し、各地域で活動しているボランティアグループからの活動報告や意見交換を行うこととしております。保健課から議員の皆様へも御案内を差し上げておりますので、ぜひ参加をいただき、御意見を頂戴できればと思っております。

2点目が、高齢者の見守り支援策についての御質問であります。うきは市では、ひとり暮らし高齢者等を孤立させない地域づくりを目指し、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等の関係機関・団体及び市内事業者との見守りネットワークを構築しております。現在、うきは市と見守り活動に関する協定を締結している事業者は、セブン-イレブン・ジャパン、日本郵便、エフ

コープ生協、グリーンコープ生協、西日本新聞エリアセンター、読売新聞販売の6事業所となつていところでありま。ネットワークを構成する地域の方々の取り組みが単なる安否確認だけでなく、「地域のきずなづくり」「集いの場」「寄り合い」など、高齢者の社会参画にもつながっているものと考えております。なお、配食サービスや緊急通報装置の設置、徘徊のおそれがある高齢者の事前登録制度の利用についても、その周知を図り、見守りを必要としている高齢者の支援を引き続き、行っていくこととしております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） まず、公共交通政策についてですが、今、市長が述べられた分につきましては、私が配付しました資料の1、2、3というふうに考えてよろしいのでしょうか。

4点目に庁舎間バスを私は載せましたが、これは2018年、昨年の実績が7,126人、そして経費、委託料が150万という確認でよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） はい、間違いなと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） したがいまして、先ほど言いました、この4つの公共機関に乗りまして、この資料Aに書いてますように、利用者とありました。ただ、うきはバスについては、山春線、大石線、同日に乗りましたので、山春線が5名、大石線が3名、合計8名。それから、予約タクシーは、当然、予約ですので私1名。西鉄バス神杉野線も、行くときは私が1名、帰りに大分のほうからコミュニティセンターから1名、そして途中から1名の3名でした。

庁舎間バスにつきましては、そこに書いてますように、乗車の方が8名ということで、それぞれの方にインタビューというか、行いました。「市議会の竹永です」ということで、話を聞いたところ、資料Aに書いていますように、「買い物や病院通いに利用しているので、バスがなくなると生活に困る」、あるいは「買い物や銀行に週1～3回利用しているのでバスがあつて便利、なくなると困る」ということで、全員の方が公共交通の必要性を強く訴えられましたので、やはり、これは残していくべきだとは考えるのですが、いかんせん、それぞれの便の回数です。例えば西鉄バスの神杉野線は、1日7往復と考えていいと思います。これは、うきはバスについては、午前2便、午後2便ということで、こちらのほうについて、やっぱり午前をふやしていただきたい。それは病院とか買い物が午前中に集中しているからだというふうに思います。

それから、乗り合いタクシーにつきましては、1回乗りましてメーターを動かしていただいたら4,700円ぐらいかかるのが200円でいいということでしたけれども、若干、今回、妹川線にスクールバスを導入した関係から、ことしは実績が減るのではないかなというふうに思っています。そうすると、やはり、もう一つ、それぞれの公共機関の運行が、定時——9時とか

10時とか11時になっているんですけども、乗り継ぎが悪いと、そういうことがありました。したがって、先ほど答弁されました、地域交通検討委員会でしたっけ、そういうところでどのような検討がなされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 質問を確認させていただきたいんですが、地域交通政策会議のことでよろしかったですかね。交通政策会議の中で検討を続けて、今、地域包括ケアシステム構築の中で住民同士の支え合いによる、交通弱者の暮らしを守る活動を続けていくという答弁があったんですけども、その交通政策会議の話ということでよかったですか。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 済みません、質問がよく伝わってないようでしたので、再度質問いたします。

1点目は、利用者の声を私は聞きましたけれども、そういう利用者の声を最近いつ聞かれたのかということ。

それから、2点目は、この利用者の実態から、どのように分析されて、対応策を、より効果的にされたのかということ。

それから、3点目が、この地域交通については、どちらかというと浮羽町のほうが中心となって、吉井町の、いわゆる江南、福富、千年校区、もちろん吉井校区の210号から離れたところを含めてあると思いますが、そのような検討がなされたか。

以上、3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 利用者の声については、例えば、うきはバス、乗り合いタクシー等に関しましては、直接聞くという形では、住民の皆さんから苦情の声があったりもしますが、運転手のほうから、そういった利用者の声を聞かせていただく機会というのはもう、たびたびあるところでございます。

それから、そういう形で利用者の声は聞かせていただいておりますし、うきはバス、乗り合いタクシーに関しましては、自治協議会のほうにも、今月の利用者がこれぐらいでしたよ、この人数でしたよということを報告させていただいて、昨年度との比較であるとか前3カ月との推移であるとかということもお知らせしながら、ぜひ多くの利用をしてくださいというようなことも利用促進を促しておるところでございます。

それから、公共交通では、浮羽町中心じゃないかというような御指摘があったんですけども、

まず、うきはバスについては、西鉄バスの千足・日田線の撤退に伴いまして運行が始まっております。それから、予約制の乗り合いタクシーにつきましても、西鉄バスの本宮線、笹尾線というのが神杉野線と一緒にあったんですが、こちらの廃止に伴って運行が始まったところでございます。しかしながら、答弁にもありましたように、なかなか利用勝手の関係もありまして、利用者が伸び悩んでいるという状況がございます。

そういう中で、地域包括ケアシステムの構築の中で課題を解決していこうというような動きが、今、生まれておるところでございます。吉井町域内においても、江南、福富におきましては、そういった取り組みがスタートをしております。そういった活動が持続的な活動になっていくように、また、さらに課題解決につながっていくように支えていくことが、今、うきは市がやるべきことではないかなというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 運転手さんのアンケートは、もちろん大事とは思いますが、やはり利用者の声をきちんと吸い上げるべきではないかというふうに思います。

それから、今、各自治協のほうに利用者数を報告されていることも、私自身、回って報告を受けました。ただ、そうであれば、なおのこと、やはり今度は逆に自治協のほうからの要望を聞くべきではないかというふうに思っております。

それから、先ほど江南と福富校区のことが例に出されましたけれども、そちらのほうもお伺いいたしまして、江南のほうでは、ドア・ツー・ドアみたいな感じでできているので、いいということでしたけれども、福富については、スクールバスを利用している関係上、週1回の健康教室ですか、それには使えますが、いわゆる買い物支援については使えないと。そういう不便さがあるというような話でしたけれども、その点についてどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議員おっしゃるように、利用者の声、それから自治協議会からの要望等、しっかり耳を傾けながら改善していきたいというふうには考えておるところでございます。

それから、福富の件に関しましては、まだまだスタートしたばかりだというふうに思っております。買い物支援と同時に、やはり高齢者の皆様が、どうしても家に閉じこもりがちになりますので、そういったことも含めての共通した課題を解決していこうという取り組みで認識をして

——御理解をいただければと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今、課長のほうから、しっかりと利用者の声を聞きながら、それぞれの実態に応じた取り組みをなされるということですので、それに向けた予算措置をぜひ市長のほうにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

（2）で、高齢者の見守りにつきましては、先ほど答弁をいただきました。成果表を見ますと、9分の9と5分の5のそれぞれの団体がありまして、消防団のこの見守りネットワークの加入を考えてますということが9月の決算委員会で述べられていました。それ以降の取り組みで、この見守り対策の登録者がふえたのかどうかというのが1点。

それから、2点目は、周南マリコムということで、早助（サスケ）をうきは市も導入してあると思いますが、その早助の登録数の現状、ふえたか減ったかはないと思いますが、そういう状況がどうであるか。それから、そういう早助を含めた高齢者の見守りの支援策の周知をどのようになされているのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課長の原でございます。

1点目の、これは見守り活動の、先ほど市長が答弁いたしました、協定締結事業所の、それ以後のふえたかどうかということでございますかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）現時点では、先ほど答弁した事業所でふえておりません。ただ、今、牛乳配達事業者、それから九州電力、それから生命保険会社、そういったところとの協定の締結に向けて、今、折衝と申しますか、話をしているところでございます。

それにあわせて、今、各自治協のほうで地域包括ケアシステムの構築を行っていただいておりますけれども、その中に市内の、72ほどございますけれども、介護事業所、それから、その地域にある、いろいろな民間の事業所等も、その地域包括ケアシステムの構築に参画をいただいておりますので、協定は結んでおりませんが、そういった事業所が既に、そういった協力体制をとっていただいているというのは事実でございますので、協定を結んでいる事業所は、昨年、一昨年、視察に伺った周南市に比べると、かなり少のうございますけれども、中身的には、うちは、いろんな事業所と協力は、関係はできているのかなと思っております。

それから、緊急通報でございますけれども、先月末で設置者は100名でございます。年々、やっぱり高齢者がふえておりますので、年々、設置者数はふえております。昨年度になりますけれども、この緊急通報による救急車の要請件数は11件ございました。

それから、緊急通報、配食サービス、それから徘徊のおそれのある高齢者の事前登録等、そういった高齢者の方を見守るような市の事業についての周知については、主に民生委員の方に、また今度、新しくかわられますけれども、民生委員の方に、まずは十分説明をして、民生委員のほうから上がってくるのが大半でございますので、そちらのほうに主に周知をしておりますけれども、あとは広報等を通じて、それからチラシ等でも随時周知はいたしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 1点目の、拡大の状況ですが、やはり協定を結んでいただきたいなど思っております。それは、周南市を訪問したときに、協定を結ぶことによって学習会が設定されたり、あるいは情報の共有がなされたというふうに思っています。うきは市と、各事業者といますか、団体との分はできるのかもしれませんが、団体同士の、先ほど言いました、情報の共有等を考えた場合には、これが必要なことではないかというふうに思っております。

それから、2点目は、周南マリコムに登録者数につきましては、たしか昨年も100人前後だったと思うので、これについては、やはり周知徹底をお願いしたいなど思っております。それは、児童・民生委員が直接的な対応をされるのかもしれませんが、各区には福祉委員がおられると思っております。私自身も福祉委員を1年間しましたけれども、なったときは一体何をするのかという感じで、夏と冬の訪問ということで終わりましたけれども、先ほど述べられましたように、これから先、高齢化が進んでいくことの現状を踏まえたときに、もう少し福祉委員、各区の福祉委員の学習会等もなされておりますし、そういう中で、周南マリコムが、こんなふうな、そして先ほど課長が言われましたように、11件の成果もありましたということをややはり周知徹底すべきではないかというふうに思います。

したがいまして、事業締結等を結ばれることがあるのかどうか。それから、2点目は、周南マリコムの周知徹底をこれから先もう少し行っただけかかどうか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 協力事業所との協定の締結につきましては、先ほど申し上げた事業所を含めて、市内の協力いただける事業所につきましては、本部のほうとお話をして、締結を進めていきたいと思っております。

それから、緊急通報システムの設置については、これは、やはり夜間、もしもの場合に連絡がとれない場合の非常に大切な、これ、連絡手段になりますので、本当に必要な方には、ぜひ私のほうは設置を勧めていきたいと思っておりますので、周知を図っていききたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 原課長は、この年度で定年ということですので、残された日が短いと思いますが、ぜひ実績を残されて御勇退を——失礼しました、あと1年あるそうですので、じゃあ、あと1年、頑張っていたきたいと思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

子供が安全・安心の暮らしのまちづくりについてです。

1点目が、通学路の安全・安心策についてです。

2019年、先日、11月4日に、この会議がありましたが大変、私自身は歯がゆい思いをいたしました。それについては、要するに傍聴ができなかったということです。市長のほうには、その経緯が入っていると思いますので、そのことにつきましてもお尋ねしたいと思っています。

また、本年度、どのような通学路の安全の対策についての実績がなされたかをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目が、うきは市子育て世代包括支援センターの実績ということで、9月にも質問いたしました。教育長の答弁は、幼稚園や保育所に来ている子供については把握しているということでありました。

資料の2になりますが、うきは市在住外国人の一番多いのはベトナム人の101名になっております。また、外国人の年齢構成を見ますと、6歳までが1人、14歳までが6人、15歳以上が267人ということで、幼児教育、それから小・中学校、あるいは高校に該当する児童・生徒がいると考えられます。したがって、その点について、どのような状況であるのか、お尋ねをしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子供が安全・安心のまちづくりについて大きく2点の質問をいただきました。初めに私のほうから、2点目について私から答弁させていただいて、1点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

2点目が、うきは市子育て世代包括支援センターの実績と課題についての御質問であります。ことしの10月、保健課内に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から18歳になるまでの子供と、その家族の相談や支援を行っております。母子手帳交付時には、全ての妊婦に対し面談を行うとともに、妊娠から出産、子育てに関する情報やサービスに係る一般的なプランを提示しております。また、高齢妊婦、若年妊婦、シングルマザー、経済的困窮者など、特に支援が必要な方には個別支援プランを作成し、妊娠中から、電話、訪問等により、継続的な支援を行っております。

子育て世代包括支援センターの相談窓口では、妊娠から子育て期、18歳になるまでのさまざま

まな相談に応じており、専任の助産師を中心に、必要な情報の提供・助言・保健指導を行っておりますが、特に保育所入所・学校入学に際して、医療的ケアや発達面で支援が必要な子供たちに関する相談については、福祉事務所及び学校教育課と常時連携をとりながら対応しております。切れ目のない支援を継続していくためには、関係部署の連携が不可欠でありますので、10月以降、保健課・福祉事務所・学校教育課によるセンター連携会議を月1回開催し、情報共有・連携体制の強化を図っているところであります。

なお、外国にルーツを持つ子供に関する相談の対応については、両親が外国人、または両親のうち一方が外国人である場合は、配偶者の手助けや通訳アプリを活用し、助言や指導を行っておりますが、言葉の壁により、母親が育児に対する率直な気持ちや考えを十分に伝えることができない、また、それを職員の側が酌み取れないということがないよう、今後、窓口に外国語が、特に英会話ができる職員を配置するなど対応が必要であると、こういうふうには認識をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 通学路の安全・安心策についての御質問でございますが、今年度の「うきは市通学路安全推進会議」につきましては、9月議会においても御質問を受けており、その時点での取り組み状況については報告させていただいております。8月に実施しました、道路管理者及びうきは警察署との合同点検を受けた、通学路交通安全推進会議を12月4日に開催したところでございます。会議では、平成29年策定した通学路交通安全プログラムの実施状況報告と今年度の通学路交通安全プログラムの策定を行いました。成果については、平成29年プログラムにおいて、道路管理者・警察が対応すべき29カ所中17カ所の対策が完了し、3カ所は今後、予定されています。また、ことしのプログラムにおいて、合同点検を行った32カ所の対策内容について、学校を初め、道路管理者・警察で確認いたしました。課題については、場所によって道路拡幅する用地がない、地権者の同意が必要であることなどが挙げられます。

なお、本年度の実績といたしまして、道路反射鏡5カ所、実線の区画線773メートル、文字や矢印の区画線139メートル、ガードレール設置54メートル、視線誘導標2本を施工いたしました。また、現在、隔年で行っているプログラム策定を毎年4月に行うことについては、学校・関係機関の意見も踏まえ、現在の方法で要望の取りまとめが一定できていること並びに随時の要望提出が可能であることから、現行どおりとしたいと考えております。

歩道が設置されていない通学路の安全策については、関係機関と協議しながら、場所によって状況が異なりますので、歩道の設置、路側帯のカラー舗装、路側線の設置、あるいは学校やPTA等での見守り対応や通学路の変更等で対応してまいります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、通学路につきましては、時間がありませんので、子育て世代包括支援センターについてのお尋ねをいたします。

市長のほうは妊娠期から18歳までと言われましたが、いろんな会議の中で、じゃあ15歳から18歳まで、どのように使うような手だてを考えられているのか。

それから、外国語の堪能な職員の配置は、もちろん、それを要望いたしますが、9月議会でも言っておりましたけども、やはり市役所の玄関に、6カ国語、あるいは先ほどの一覧表からいけば、そのくらいの表示が必要ではないかなと思っております。したがって、15歳や高校生年代の実態をどのようにつかもうとされているのか。そして、市役所に、そういう外国語6カ国語を含めたポスターの掲示、案内板の掲示を検討されているのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 10月に、妊娠期から18歳までを対象ということで、子育て世代包括支援センターのほうを開設いたしまして、まだ2カ月ほどしか経過をいたしておりません。それで、実際、10月が15件、それから11月が9件ほど相談としては上がってきておりますけれども、そういうところ、まだ、15歳から18歳の、そういった高校生からの、保護者からの相談というのはございませんけれども、そこが、やはり一応、母子保健を担当している保健課が所管でやっておりますので、なかなかそのあたりが、そこまでカバーできるかというのが不安なところではございますけれども、そこら辺を、そのあたりを十分対応できるように3者が連携して、月1回の連携会議で情報を共有しながら対応をしていきたいというふうには思っております。

外国語の職員を配置するという、市長が答弁いたしましたけれども、現在、西別館のほうに移動してまいりました学校教育課のほうに、英語ではございますけれども、英会話ができる職員を配置いたしておりますので、もし、そういった方が、そういった必要な方が外国から、英語でないとお話しできない方がお見えになった場合については、その職員を同席させて、会話というか、聞き取りをしていきたいというふうには今のところは考えております。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） ただいま、竹永議員から御指摘がありました、6カ国語のポスター、それから庁舎内の案内板の関係につきましても、外国人労働者受け入れ対策の中の1つとして、今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） その検討は、いつごろ結果が出て実施されるのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） 今度の12月議会の補正予算のほうにも補正予算で計上させていただいておりますけれども、今年度、外国人労働者の方との面談とかもやっていきたいと思っております。そういう部分も含めて、新年度には何とかできないかなというふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、市長公室長が答弁した話は、議員が御指摘されている、外国籍を持つ子供さんの支援だけではなくて、もっと広い概念で、技能実習生の増加、あるいは入管法が変わりまして、特定技能1号、2号という制度も入って、今後ますます外国人労働者がふえることが想定されます。一方、インバウンドで観光客も、うきはには、かなり海外からのお客さんがふえてきております。そういうことを包含して、今、市長公室長のもとで、この多文化共生圏というか、やっぱり外国の方、全然日本人とは違う文化をお持ちですので、あるいは慣習も全然違います。ここできちっと、トラブることなく共生するような社会はどうあったらいいかとか、議員御指摘の特にお子さんについても、そこに含まれて、いろんなアドバイスをするような体制をつくるためにはどうしたらいいかというのを今、プロジェクトチームをつくって検討させていただいておりますので、いつまでにどうするというのは、ちょっとここで申し上げられませんが、そういう取り組みをしているということをお承知いただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、ベトナムの方が今101名おられます。9月議会ときは九十数名でした。確実にふえておりますので、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、教育長のほうに質問した答弁がないと思いますが、外国人の年齢構成で、いわゆる中学生までの7名については、全員状況を把握されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。（「えっ、教育長にですか」と呼ぶ者あり）教育長にです。（「通告はありますか……」と呼ぶ者あり）2番に、外国のルーツを持つ子供を含む課題について、市長と教育長に伺うというふうに通告書は書いております。ないようでしたら、後でまたお答えください。時間が差し迫っております。

3点目に行かせてもらいます。

3点目は、若者が住みやすいまちづくりということで、1点目が、市の職員及び教職員の超勤縮減に向けた実態と分析、そして本年度取り組まれた改善策についてお伺いしたいと思います。

2点目は、教職員関係になりますが、学校総括健康管理委員会の協議内容と構成員の見直し、また、各学校の健康委員会——本当は衛生委員会が正しいんでしょうけども、での校長の取り組んだ超勤縮減策、さらに、教育委員会を毎月定例で開催されておりますが、その中で、もう4月以降、数回開催されてはいますが、教育委員会での超勤縮減策について伺いたいと思います。

それから、3点目に、外国から、うきは市に働きに来ている技能実習生の実態と労災事故に対する対応についてお伺いいたします。

資料を配付しております。Aの右側になりますが、新聞記事を載せております。1つが、済みません、2009年になってはいますが、2019年10月10日の朝日新聞の朝刊です。これは、朝日新聞だけでなく、西日本新聞にも載りました。その後、11月だったと思いますが、この会社につきましては、不起訴処分ということが載っておりました。ところが、12月2日に、朝日新聞に載ったのが、「実習生、けが後、解雇。病欠後、帰国した」ということで、ほかのところでもあっているのかなと思いましたが、実は、上の新聞記事の内容でありました。失業状態になって9カ月間、先の見えない日々が続くということで、これは、うきは市の状況であります。

私たち議員につきましては、10月10日前後に、「こういう事件があったということで、行政的に指名停止処分にしました」そして、不起訴処分が、新聞報道ができる前後に、議員に対して、「不起訴になりましたので指名停止を解除しました」という報告がありましたので、えっ、もう少し詳しい内容をというふうにお尋ねしましたが、残念ながら、議員に対する連絡は以上でした。その後、先ほど言いました、12月2日付の西日本新聞に載ったということでもあります。したがって、若者が働きやすい職場であるならば、このような件につきましては、もう少し丁寧に説明があつてしかるべきだと思っております。

以上の点について答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が住みやすいまちづくりについて大きく3つの質問をいただきました。1点目のうち、市職員の超過勤務関係と大きな3点については私から答弁し、1点目の教職員の超過勤務と大きな2点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

それでは、市職員の超過勤務についてであります。平成31年4月に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、国家公務員においては、人事院規則で超過勤務命令の上限の措置が講じられたことを踏まえて、本市におきましても、総務省の通知に基づき、6月議会において、「うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正を行い、正

規の勤務時間外の勤務命令の上限を定めるなど、所要の措置を行ってきたところであります。

職員の時間外勤務の状況でございますが、平成30年度におきましては、職員1人当たりの1カ月の時間外勤務は、平均で約10時間となっております。令和元年度の4月から9月までの職員1人当たりの1カ月の時間外勤務の実績は、前年度同期と比較して約1時間の増加となっております。

増加の要因は、4月の県知事あるいは県議会選挙、7月の参議院議員通常選挙、大雨・台風の災害対応、それから今年度から4年をかけて全行政区で開催しております、地域人権学習会の対応などの他律的な業務、また、早期退職、採用辞退等により、職員を配置できなかったこと等によるものと考えております。

市では既にノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するため、メール等による周知・啓発を行っており、さらに今年度4月からは、時間外勤務が多い職員及び所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取り組みを行ってきているところであります。今後も、「うきは市特定事業主行動計画」に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいりたいと思っております。

大きな3点目が、外国から、うきは市に働きに来ている技能実習生等の実態把握と労災事故についての御質問であります。国別の技能実習生は、ことし5月末現在で、ベトナム79人、フィリピン24人、中国11人、インドネシア3人、モンゴル2人、タイ2人で、合計121人です。性別は、男性が80人、女性が41人です。年代別は、10代6人、20代82人、30代28人、40代5人となっておりますが、仕事の内容は把握しておりません。

ことし4月から、「出入国管理及び難民認定法及び総務省設置法」が改正され、深刻な働き手不足への対応が国レベルでも取り組まれております。福岡県では、外国人材受入対策協議会を設立し、技能実習生の円滑かつ適切な受け入れに向けて、福岡県外国人相談センターが令和元年7月31日に相談窓口として開設されております。

うきは市としましては、外国人材受入情報共有会議をうきは市商工会とにじ農業協同組合と連携して、現状把握や対応について協議を行っております。うきは市の相談窓口としましては、雇用対策の業務を所管する、うきはブランド推進課商工振興係で対応することとしております。

また、うきは市の技能実習生の国別の人数割合から、ベトナムの技能実習生が多いという特徴を踏まえて、当面、ベトナムからの入国者への対応を進めていきたいと考えております。具体的には、ベトナム語の日常生活情報や災害時支援のチラシの作成を行い、市内各事業所等への配布を行います。また、今後、技能実習生を受け入れている事業所への聞き取りを実施する中で、課題等の把握を行い、今後の対応策の参考としたいと考えております。

また、労働保険に関して、厚生労働省では既に「未手続事業一掃対策」に取り組み、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導の強化を行い、事業主に対して、事業を実施する際の労働保険の成立手続の指導を行っているところです。うきは市におきましても、うきは市商工会によって指導を実施しているところでもあります。今後も、福岡県外国人労働センターの活用など、国・県の動向を注視するとともに、うきは市商工会やにじ農業協同組合と連携し、多文化共生の視点を持って、多様性と活力のある社会につなげるよう努めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校総括健康管理委員会の協議内容及び構成員見直しについてと教職員の超過勤務縮減についての御質問でございますが、今年度の学校総括健康管理委員会につきましては、第1回委員会を10月11日に開催し、ストレスチェックの調査結果及び教職員の超過勤務の状況報告、各学校の衛生委員会の取り組み報告等を主な議題として協議をいたしました。また、今回は、職種ごとで超過勤務時間が最も多かった教頭の小・中代表から実情を報告してもらい、改善策についても協議を行ったところであります。

教育委員会が行っている超過勤務縮減策については、9月議会でも回答しましたとおり、平成30年8月から、「小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」を策定し、タイムカードの導入や定時退校日や部活動休養日の設定等を行い、校長会を初め、さまざまな機会を通じて超過勤務の縮減を指導しています。また、各学校でも指針に沿った取り組みのほか、定時以降、管理職による帰宅を促す声かけやペーパーレス会議の導入など、業務の見直し等を行っています。

最後に、学校総括健康管理委員会の構成員の見直しについてですが、このことについても、これまで回答しておりますとおり、各学校に校長を健康管理責任者として、養護教諭等、専門知識を持った職員を衛生推進者として配置しておりますので、現状でまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、最初に市長のほうにお尋ねいたします。

市のほうには市の衛生委員会がありますが、結成されたのは平成19年で間違いないでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。

市の衛生委員会につきましては、平成19年に設置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） したがいまして、19年の6月27日付で、うきは市衛生委員会
が結成されておりますが、じゃあ翌年、6月ですから、平成19年、何回開催されましたでしょ
うか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 衛生委員会は、平成19年に設置をさせていただいておりますけど、
平成19年から設置数年間におきましては、開催の実績はございません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） じゃあ最初に開催されたのはいつでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 大変申しわけございません。今ちょっと手元に資料がございませ
んで、ちょっとお答えできません。申しわけございません。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。答弁を求めたいときは、もう少し具体的に通告を。

○議員（5番 竹永 茂美君） 9月議会で資料を出していたのだと思ったんですが。

多分、平成26年までは開いてないということでしたので。この辺ずっと開かれていないとい
うことになるわけですね。これは、労働基準法や労働衛生法に違反すると思うのですが、市長、
いかがでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大変申しわけありません。基本法が必置義務なのか任意規定なのか、ち
よっとよく確認しないと答弁できないと思いますので、後ほどまた答弁させていただきたいと思
います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 市の職員についても、ここ数年は開かれてますけども、設置され
てからずっと開かれてないというのは、やはり法律違反だというふうに思います。

そのような状況の中で、下のほうの学校総括健康管理委員会は、翌年20年の2月6日に結成
されたんですけども、これも同じように、ずっとこれ、開かれてなくて、大変困った状態になっ
たというふうに思っております。ですから、常に、今まで質問すると、学校は50人以下だから

設置義務はないというふうな形で言われるんですけども、市の状態が、このような状態であると、下に向けてのやっぱり設置義務がないから努力義務だということも非常に、やはりその考えに立った取り組みではないかというふうに思っておりますので、同じうきは市で働く市の職員であれ、学校の先生であれ、同じような状況で安心して働くようにして、取り組んでいただきたいというふうに思います。

その原因は、先ほど教育長が言われましたように、こちらには市の職員が入っております。下のほうには校長先生だけです。そうしますと、現場の声が上がってまいりません。近隣の市町村の学校関係に関する衛生委員会等を聞きますと、労働基準法とか労働安全衛生法に書いてありますように、いわゆる使用者だけではなく、労働者の代表を過半数入れるというような形の取り組みがほとんどなされていると思っております。したがって、先ほど教育長、構成員の見直しをしないと言われましたが、そういう地域の周辺の状況も考えて、そのような答弁をなされているのでしょうか。

構成員の変更をしなければ、先ほどのような取り組みの成果は上がっておりません。また、お配りしています資料にありますように、超勤の実態調査をされましたが、本年度は昨年度よりも超勤の時数がふえております。校長を招いて、先ほど、1回されたと言われましたけど、その中で、私も傍聴いたしましたけど、校長たちから具体的な縮減策はなかったというふうに思っております。したがって、現場の声を反映するためには、校長を入れるべきだと思いますし、9月議会で配った資料にありますように、教諭の過労自殺、これは、福井地裁ですが、「校長、業務軽減せず」ということで、校長が、こうした超勤の実態を把握していたにもかかわらず、業務の量を適切に調整し、勤務時間を軽減する措置などをとらなかったと地裁が判断し、県と市に賠償金を求められる状況になっております。したがって、もう時間がないので、ぜひ見直しをしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、4点目の、地方創生事業につきましては、後の議員も質問されますので、この事業額と委託先、委託料については資料提供をお願いしたいと思います。市長、いかがでしょうか。4番目です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議員がおっしゃるような委託先までを記載した資料というのは特にございませぬ。議員の皆様には、地方創生の合同調査の折にも、年度ごとのこの表をお渡ししております。この中で、私、答弁の中では、件数と金額をはじかせていただいたところですので、これ以外に今のところ、御提出をさせていただくような資料はございません。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） また市長が手を挙げているみたいですが、簡単をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 委員会するとき、資料は配付してます。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今の課長の答弁では、契約先がありませんので、ぜひ契約先を教えてくださいたいと思います。

時間が来ましたので、最後に、お願いをしたいと思います。

市長がつくられました地方創生ルネッサンス計画には、繰り返しになりますが、中学校40人学級を30人学級にして、市負担で教職員11名を増員させ、学力向上を図る。第2段階では、20人学級にして、さらに学力向上を図る。それにより、移住者がふえるというふうに書いてありました。12月議会の質問はこれで終わりますけれども、述べられた、種々質問してきたことを予算に反映されることをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 済みません。ちょっと先ほど私、技能実習生等の実態把握の御質問の折、ちょっと間違った答弁をしてますので、訂正をさせていただきたいと思います。

入管法が、ことしの4月から施行されたところでありますが、そのフルネームの法律を私は、ことしの4月から、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法」というところを「総務省設置法」と誤って御説明申し上げたと思います。申しわけありません。ここに「法務省設置法」というふうに訂正して、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。13時20分より再開します。

午後0時18分休憩

午後1時20分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、4番、野鶴修議員の発言を許可します。4番、野鶴修議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、大きく2点について御質問したいと思います。

それでは、まず初めに、住みたくなるまちづくりと住んでよかったと思えるまちづくりについてであります。

この問題につきましては、私個人としましては、昨年の12月議会において一般質問させていただきました。そのときの質問の内容としましては、地方の人口減少問題が深刻化する中、今こそ、地方創生とあわせ、うきは市に住みたいと思えるまちづくり政策を行うべきではないかということでありまして、そのときの回答といたしまして、空き家バンク制度事業の実施、さらにはU-B i Cによる就労支援や相談、また、うきはブランド推進課の地域振興係で対応している、うきは市への移住相談、さらには、福岡よかこ移住相談センターへの求人情報等の情報提供などを実施しているということでありました。さらに、地域おこし協力隊のうきは暮らしプランナーによる、市内事業所や企業への案内ツアー等の実施。また、その中で、移住に関する、さまざまな不安、悩み、課題などを相談できる機会を提供し、スムーズな移住促進につながるよう取り組んでいると、昨年、そういった回答をいただいたところであります。

これらに関する補助メニューとしては、うきは市空き家リフォーム事業費補助金、さらには空き家バンク活用促進事業費補助金、うきは市地域木材利用促進事業費補助金等を紹介しているということでありました。

そこで、今回、私が改めて同じような質問を出したのは、まず、市の執行部が、うきは市に移住を希望している人たちにとって、住みたくなる町とはどういう町であるかと考えているか、それを聞きたいと思えます。つまり、うきは市に何を一番望んでいると市のほうとしては捉えているのか、それに対して市はどのような施策を考えているのかということでありました。

2点目といたしまして、若者が住みたいと思える町とはどういう町だと考えているのか。市は、若者にとって、このうきは市に何が不足していると考えているのかと。それに対応して、どのようなまちづくりを目指しているのかということでありました。

なぜ、これを出したかといいますと、やっぱり何を求めているのか、そのことがきちんと把握できていない状況では、いろいろな施策を行っても成果を上げることはできないのではないかと、そういうふう思うわけでありました。その辺の考え方をぜひ市長のほうにお聞かせいただきたいと思えます。

3点目といたしまして、午前中の質問にもありましたけど、今後ますますふえてくるであろうと予想される外国人労働者にとって住みやすい町とはどういう町であると考えているのかということでありました。うきは市が、午前中の回答でも少し出ておりましたけど、外国人労働者が住みやすい環境づくり、今後、何を取り組んでいくのかということでありました。

まず、この3点について市長の見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、住みたくなる町、住んでよかったと思えるまちづくりについて大きく3点の質問をいただきました。

まず、1点目が、移住者にとって住みたくなる町、住んでよかったと思えるまちづくりについての認識と施策についての御質問であります。移住者と申しまして、年齢層もさまざまであり、その価値観はそれぞれ異なるのではないかと考えております。例えば子育て世代であれば、保育環境や学校教育の環境などが気になると思います。お店を始めようとする人であれば、多くのお客さんに来てもらえるよう、観光に力を入れている町なのかということも重視するのではないかと思います。いずれにしましても、移住を希望する方の目に、うきは市が他の自治体よりも魅力的に映らなければ、数ある自治体の中で、うきは市を選んでもらえる機会は限られてくるのではないかと考えております。そのためには、やはり、うきはのブランド力が大変重要であり、ブランド力を高めるために、今、精力的に地方創生に取り組んでいるところであります。

野鶴議員からは、昨年の12月議会において、移住・定住対策について御質問をいただいております。その際、さまざまな取り組みを実施していることは理解できるが、PRが不足しているのではないかと御指摘もいただいております。その後の取り組みとしましては、うきは市創業・移住支援ポータルサイト「うきはのはなし」の充実に取り組んでまいりました。当サイトは、議員も御承知のとおり、これまで移住された方の生の声を掲載するとともに、移住相談窓口や助成制度、お試し居住ハウスについて、わかりやすく紹介をしているもので、移住・創業に関する相談や実績も着実に増加をしている状況であります。さらに、本年9月補正予算に計上させていただきましたが、福岡県が地方創生推進交付金を活用して実施する、福岡県移住・就業マッチング企業支援事業に参画して、東京圏からの移住者支援の取り組みも始めました。そのほか、東京等で開催される移住フェアの参加や、地域おこし協力隊の移住促進プランナーによる、空き家を案内するツアーや移住相談会の開催により、PRの強化に努めてきたところであります。

おかげさまで、2014年と2017年の人口動態を比較してみますと、依然として転出超過であるものの、Iターンによる移住者がふえていることから、若い世代の転出超過が改善し、特に30代と10歳未満の世代では転入超過に転じたという結果も生まれております。

2点目が、若者が住みたいと思える町と不足する部分及びその対策についての御質問ですが、若者が住みたい町について、一般的には東京都や、九州では福岡市に代表されるように、ヒト・モノ・カネが集まり、仕事、娯楽、買い物、交通など全てが整って、ビジネスチャンスが多くある町と言われております。残念ながら、そうした大都会に比べて、うきは市では多くのものが不足をしております。

一方で、うきは市を含む地方農村には、水や空気のおいしさなど自然環境が魅力で、生活費が安く、治安がよくて、ゆとりや安らぎが感じられる地域として、暮らしやすさに優位性があります。そのような中で私は、若者の皆さんには、「ふるさと・うきは」を誇りに思っただけのような取り組みを進めていかなければならないと実感をしております。高校・大学を卒業して、

そのままうきは市で就職、あるいは、うきは市から通勤していただけるならば何よりであります
が、年齢を重ねてからも、いつかはうきはに帰ってきたい、最後はうきはに帰ってきたい、そん
なふうに見える町にしていかなければならないと思っております。

そして、誇りに思ってもらうには、やはり町が元気でなければなりません。そこにも地方創生
の取り組む理由があると認識をしているところであります。中でも、働く場所の確保、雇用対策
については、最も重要な課題であると考えております。若者が地域に残るため、また、都会で経
験を積んで戻ってくるためには、農林業、商工業、観光など、いろんな分野で受け皿となる、魅
力ある仕事や職場を創出していくことが必要であります。うきは市にある地域資源を一つ一つ丁
寧に活用しながら、うきはに魅力を感じる若者に伝えていくとともに、若者の意欲や可能性を生
かすことができるようなまちづくりにも取り組んでいきたいと、このように考えております。

3点目が、外国人労働者が住みやすい町とは、そして、住みやすい環境づくりの施策について
御質問をいただきました。

外国人労働者が住みやすい町であるためには、異なる文化背景を持つ人々が、宗教や信条、生
活習慣の違いを互いに理解し、尊重し合い、偏見や差別意識を持つことなく、ともに地域で暮ら
す「多文化共生社会」を築くことが重要だと考えております。また、外国人材の受け入れに当た
っては、外国で働くことの大変さを理解しながら情報提供及び相談を行うことが大事だと、この
ように考えております。

そのような中、ことしのうきは祭りで、うきは市商工会の会員が外国人技能実習生と連携し、
ベトナム料理の出店を行い、食文化を通じて、安心して暮らせるための市民との交流が行われて
おります。市といたしましては、外国人労働者が住みやすい環境づくりを進めていくため、通訳
を同行して外国人技能実習生を訪問し、うきは市での暮らしに関する調査を実施する予定です。
調査等に関する予算は、本議会の補正予算案に計上をさせていただいております。その調査結果
を今後の施策にフィードバックし、市としての取り組み及びうきは市商工会と連携した組み
を実施し、うきは市が外国から来られる方々にとって住みやすい、暮らしやすい町であるための
施策につなげてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ただいま、3点、回答をいただきました。まさしく市長のほうの
考え方というのは、私も賛成するわけでございますけど、特に、まず、1点目の、移住の関係で
ございます。

確かに年齢層がいろいろあるかと思えます。今回、私が特に注目したいのが、子育て世代、こ
ちらのほうの移住ということに対して、市の取り組みが若干やっぱり弱いのではないかなという
ことで質問させていただきたいと思えます。

というのは、先日、「住みたい田舎」ベストランキング第1位ということで、大分県豊後高田市の取り組みがNHKのほうのテレビ放送に取り上げられておりました。高田市への移住希望者というのが、大体、毎年300人程度あっておると。その一番大きな要素としては、子育て世代に優しい施設や施策が充実しているということで紹介がなされました。豊後高田市といえば昭和の町ということで皆さんも知ってあるかと思いますが、本当の一番の理由は、昭和よりも教育の町ということを実践しているということです。そういった中で、いろんな移住に対する支援策もやっておるわけですけど、一番の魅力は、その中にあります、学びの21世紀塾ということが特に紹介されておりました。

ホームページを見ていただきますと、こういった学びの21世紀塾と書かれたパンフレットがあります。このパンフレットの紹介だけでも28ページにわたって、いろんな取り組みが紹介されております。詳しい活動の説明は、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思いますが、その中で、学びの三本柱ということで、「知・徳・体」がうたわれておりました。その「知」の部分として、「いきいき寺子屋活動事業」、「徳」として「わくわく体験活動事業」。「体」で「のびのび放課後活動事業」という、この3つ、これが一番大きな柱ですけど、この中で、いろんな取り組みが行われております。それだけ子育て世代に対する手厚い施策が行われているということを知っていただきたいと思います。

テレビの中で言われておりました。子育て世代の若者は、子供の教育のためなら住む場所をいとわないと。今の子育て世代の人たちは、そういう考えを持っているということが非常に印象的でした。一度、市長も、この豊後高田市のホームページをごらんになっていただきたいと思います。

この豊後高田市のホームページを見ますと、まず、画面を開いたら、市内保育園保育料、幼稚園授業料無料と。これは、うちも今回なりましたけど、それに、市内保育園、幼稚園、小・中学校給食費無料、高校生までの医療費無料、子育て応援誕生祝い金、最大100万円と。この4つの項目が、ぼんと目に入ってきます。ホームページを開いたら、すぐ目の前に、この4つの部分が飛び込んできます。そのくらい子育て世代の支援に積極的に対応しているんだなということを私は感じました。

私も地元で、小さな子供たちを抱えている保護者の方とよく話をすることがあります。大変、市長には申しわけないんですけど、その方たちが、このうきは市は、ほかの市町村と比較しても、子育て世代に対する施策が余らないと、そういうふうを感じるということをよく言われます。子に過ぎたる宝なしと、こういった言葉は皆さんもよく聞かれると思いますが、今、若者の地方離れというふうに言われておりますが、同時に、子育て環境さえ充実していれば、田舎暮らしへの憧れというのも多くの希望があると。先ほど、市長が言いました。Iターン者も多いし、U

ターンも今後考えていきたいということも言われておりました。

それで、やっぱりどうしても観光面とか、そういった部分については、うきは市は非常に、やっぱりブランド化することに関しては、今、頑張っているなというふうにも感じております。しかし、何かしら、うきは市も、子育て世代に優しい、独自の思い切った施策を考えたらおもしろいと思いますけど、その辺、市長はどう思いますか。もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子供・子育て支援というのは重要な取り組みだと、このように認識しております。

この問題については、6月議会で議会のほうからも、いろんな方面から御指摘をいただいております。そこで、今うきは市は、子供・子育てというか、そのお子さんの親御さんも含めたところの若年層の人口減少対策プロジェクトチームというのをつくりまして、今、市長公室長をヘッドに、ずっと、いろんな取り組みについて協議をさせていただいています。

今、議員が御指摘されましたように、うきは市においても寺小屋塾をやっていたり、あるいは、福岡県下では最先端だと思うんですが、任意予防接種の助成事業とか、非常に先進的な取り組みが多々あります。それをとにかく、こういう若年層の人口減少対策というのは、打つべく施策の裾野が広いんですね。例えば1つは、移住・定住支援ということで、今まで取り組んでました地方創生の取り組みを進めていかなくてはいけない。あるいは住宅の支援、あるいは住環境の整備、働き場の支援、そういうものもあります。

そして、その次に、パートナー支援ということで、今、非常に未婚・晩婚化が問題になっていますが、この婚活支援であったり結婚支援をどうするのか。さらには、出産支援を、妊産婦支援をどうするのか、出産後の支援をどうするのかという問題もあります。そして、幼児期の子育て支援をどうするのか。乳幼児・子供医療支援とか育児支援、そういう取り組みが必要であります。その次に、成長していきますと、家庭支援——ひとり親家庭であったり、児童虐待の防止など、さまざまな課題があると思います。そして、その次に、保育支援ということで、保育所とか保育園、あるいは幼稚園、学童保育をどう支援していくか。そして、就学に入りますと、就学支援をどうするのか。小・中学校の支援、高等教育の支援をどうするのか。その他、多々あります。それを項目ごとに、今、市長公室長のほうが整理をしまして、組織を挙げて、この子供・子育て対策、広くは若年層の人口をどうふやすかというところについて取り組みをさせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 今、市長が言われたことをぜひとも進めていただきたいと思います。

ただ、この豊後高田市におきましては、そういった取り組みが既にもうホームページで紹介されております。名前こそ違うかと思えますけど、例えば「孫ターン奨励事業」とか「女子ターン奨励金」とか、今言うパートナーシップに関係すると思えますけど、「愛ターン」、愛情の「愛」です。「愛ターン奨励金」とか、それとか「子育て世代いらっしやい引越し奨励金」とか、もう本当、ホームページの中を見ますと、名称こそ違え、多分、今、市長が言われているような同じような内容、どこでも考えているのかなと。どうしても、やっぱり、うきはは、そういった取り組みに一步おくらせているんじゃないかなという気がしております。今、市長が答弁された内容を私も反対するわけではございませんので、ぜひとも、やっぱり、そういったのを早急に取り組みを進めてもらいたいと。いろんな話を、いろんな皆さん方の質問に対しても、どうしても何かしら時間がかかり過ぎているというか、どうしても一步、何か、おくらせているような気がしますので、そこら辺、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

先ほど言いました話とは違いますが、もう一つ事例を挙げますと、鳥取県の智頭町の話でございますけど、ここは、町の9割近くが森林と。うちよりも、もっと田舎であるにもかかわらず、毎年30人以上のやっぱり移住者があるというようなことでありました。その一番の魅力がどうということかといいますと、2009年より開設された「森のようちえん まるたんぼう」ということですが、これが、3歳から5歳、定員30名程度ということになってます。幼児を毎日預かって、智頭町全体に広がる9カ所の拠点の森に毎日通う、ヨーロッパ型の森の幼稚園ということになります。だから、毎日いろんな場所に通いますので、幼稚園ということですが、園には園舎もない、日課もない、玩具も全くないと。子供たちは、暑い夏も寒い冬も、その豊かな森の自然の中で感性の思うまま体を動かして遊び回ると。大人はただ、それを温かく見守る観察者というような形で、一切余計な口出しも手出しもしない。子供たちが自分で考え、自分で判断する能力をその幼稚園の中で身につけさせると、こういったものです。この「森のようちえん」というのが、また非常に人気が高くて、特に、来られた方に言わせると、先ほど市長の答弁にありましたように、空気と水と人がいいと、そういったことで、そこに移住してくる人たちがたくさんいるということでした。

やっぱり、うきは市はどうでしょうかということですが、うきは市の魅力も、やっぱり農村の原風景を持った自然豊かな町として、やっぱりブランド化しているというふうに思います。しかしながら、こういった自然を生かした特徴的なまちづくりというか、そういったものが今できているのだろうかということを思っております。これだけ自然に恵まれたうきは市でありますので、何か子育てに対して思いきった施策を行ってみたら、そういった子育て世代の人たちが、うきは市に関心を持つのではなからうかなというふうに考えております。例えばでいけば、今、山間地の空き学校が幾つもできております。そういった空き学校を利用して、夏休み期間中に林間

学校みたいなものを開設して、市内、市外、多くの子供たちを集めて、その夏休み期間中、自然の中で思いっきり遊びながら勉強しながら過ごしてもらおうと。何か、そういった思いきった施策というのができないものだろうかというふうに思っております。

地方版総合戦略事業を見ても、確かに、うきは市をブランド化するというので、うきはサテライトオフィスとか、うきはテロワール、こういったものが、今、何か中心になっておりまして、どっちかという、やっぱり、うきはをブランド化する、うきはを売り込むということに力が入っているのではないかなというふうな気がします。

私が思うには、やっぱり地元に住んでいる人たちにとって、やっぱり住みたくなる町、住んでよかったと思える町、こちらのほうにもう少し重点を置いていただきたい。そこに重点を置くことによって、都会に暮らす人にとっても、Uターンを考える人たちにとっても、うきは市はいいなというふうな魅力的な町になるのではないかなという気がしてやみません。そういった意味で、ぜひとも、もう少し、住みたいと思えるまちづくり、こちらのほうにも視点を置いていただけないかなというように思っております。市長、どうでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、先進的な取り組みも指摘しながら、お話をいただきました。

私どもも、市長公室長のもとで全国的な特色ある施策について、いっぱい調査をして、いろんな検討をさせていただいているところではあります。そしてまた、現に、先ほどからお話ししてまますように、任意制の予防接種事業とか、本当に先進的に取り組んでいる事業が多数あります。問題は、これを、ややもすると、なかなか発信というか、PRしきれてないという問題は、しっかり私も承知をしているところでもあります。そういうことも含めて、しっかりした子供・子育て支援対策に取り組まなくてはいけないということと。

議員も、もう御承知だろうと思うんですが、子供・子育て事業という、そこだけとられるようですが、その親御さんというか、今後、赤ちゃんを産む世代もひっくるめて、全体的に地方創生で取り組んでいるという、その中で、サテライトワークであったり、うきはテロワールであったり、そういう概念で取り組んでいるということは御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ただいま、市長のほうから答弁がありましたけど、市長のほうの答弁の中にもありましたように、やっぱり情報発信、これは、やっぱり非常に不足しているなというふうに思います。確かに、うきは市のホームページを見て、新たに、ああ、変わったなど。先ほど答弁の中にありました、移住者の声とかいうふうな欄もあって、そういったことで、いろいろ工夫はされているなどは思いますけど、やっぱり相対的に何か、何かしら、そういったもの

が市民にも全然伝わっていないというふうな感じもしますので、その辺については、今後、市のほうでも十分検討をなされたいということ強く要望いたします。

時間の関係もありますので、続いて、若者が住みたいと思えるまちづくりに関してでございますけど、先ほど、答弁の中で、どうしてもヒトとモノ・カネ、それにビジネスチャンスが多くある町ということで都会のほうに若者が出ていくと。その最後のほうにありました、やっぱり若者の皆さんが、ふるさとを誇りに思う町にすると。まさしく私はこれだと思いました。

この前、浮羽究真館高校生との意見交換会も行いましたけど、その中で、うきは市に欲しいものとして、高校生らしいなと思ったのは、やはり大型店舗であるとか自分たちが行きやすいカラオケ店、こういった話も出ておりました。ただ、そのことは、そんなに大きな問題ではなくて、買い物をするときは久留米とかに行けばいいとか、そういった話で、いろいろ話し合いをする中で感じたのは、やはり、この田舎に残って自分は何をするのかという目的がないから、どうしても都会に出ていく、そういうふうを考えるのではないかというふうに感じました。

そんなときに、ある、これもニュースであったんですけど、福井県鯖江市の取り組みに非常に興味を持たされました。それは、市役所内に「JK課プロジェクト」というのが設置されているということでした。「JK課」と聞いただけではよくわからないとは思いますが、まさしく「JK」とは女子高校生のJKのことです。行政や町への関心が少ないと言われる女子高生をまちづくりの主役として、市役所とタッグを組んだ取り組みを行っているということでございます。もちろん、既存のいろんなイベントとかプロジェクトに女子高生を参加させるというのではなくて、女子高生がやってみたいまちづくり活動、これを提案してもらって、市役所や市民団体、さらには地域の大人たちをそれに巻き込んで行う、新しい協働推進型、市民協働推進のモデルとして非常に注目をされているということが紹介されておりました。そして、何よりも注目すべき点といたしましては、こういった取り組みをすることによって高校生と地域を結びつけることができ、若い世代が地域にかかわりを持つことでUターンとも深く関わってくるということが評価されております。

先日、2日ぐらい前ですかね、テレビのニュースでやっておりましたけど、宮崎県日南市、こちらのほうでも駅舎改築に伴う、高校生によるワークショップの実施と。その駅舎を改築するのに、一番利用するのは、やっぱり高校生だと。じゃあ高校生の意見を取り入れて駅舎を改築しようということでワークショップを開催しているというのがテレビですと流れておりましたけど、やっぱり、まさしくそういうことではないかなと。若者の皆さんが、やっぱり将来でも、うきはに帰ってこようとか、それとか、今、大学はどうしても、うきはにありませんので、都会に出て、大学を卒業したら、うきはで働きたいということ、こういったことに関しては、やっぱりまちづくりにどれだけ参加できるか、田舎で暮らして、どういうふうなことで自分が楽しめる

かということをやっぱり高校生のうちからでも、そういったことを味わってもらおうということが非常に大事ではないかなと。やっぱり直接的に若者をまちづくりの主役ということにさせれば、地元に住みたいという気持ちも芽生え、若者への定住につながるのではないかと思いますけど、市長、その辺をどういうふうにお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私ども、いろいろ行政施策を行う上で、市民の皆さんからのアンケートをいろんな角度で行っております。先ほど答弁もさせていただきましたが、大体同じような傾向にあります。

まず、住み続けたくない理由で一番に挙がってくるのは、買い物や娯楽施設などの日常生活が不便という、そういう項目で丸印をつける方が多いです。それから、公共交通が利用しにくい。さらに、働く場所が少ないというような話があります。一方、住み続けたいという理由は、とにかく断トツは自然環境がよいということでもあります。

この買い物や娯楽施設、アミューズメント施設が不足しているという視点であったり、いわゆる東京とか福岡のように地下鉄が四方八方めぐらされている公共交通機関が発達している地域、つまり、大都市とうきはを比較して、大都市にないものを指摘されております。これは、どうしても地政学的にも都市の構造的にも、なかなか東京みたいなまちづくりというのは、やっぱり無理があるのではないかと思います。

それから、一方、働く場所が少ないということなんですが、企業誘致等で努力して、実際、求人不足というか、そういう状態で、すごいミスマッチなんですが、よくよく若い人のアンケートの内容を分析すると、やはり職業選択の幅、例えば東京とか大阪とか福岡ですと、多種多様なビジネスが展開されてます。したがって、個人の希望で、いろんなところに就職したい、それが非常に狭いという御指摘かなと、このように思っております。

一方、自然環境がよいということで、もう一つ、やっぱり気になるのは、うきはに生まれて、うきはに育っているんだけど、うきはのことがよくわからない、うきははつまらないというふうに思っている子供たちが多いということでもあります。それも、学校では日本史とか世界史は習いますが、うきはの歴史を学ぶ機会はありませんし、ましてや、地理的環境を含めた、このうきはの地域資源が、どのようなものがあるかということも学ぶ機会はありません。それを子供のころにしっかり発信をして、この地域に愛着と誇りを持ってもらう、これが非常に重要な、今後、取り組みの方向性ではないかなと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 市長のいわんとすることはよくわかります。もちろん、うきはの歴史とか地元うきはのそういったことを知ることによって誇りを感じるということもあるかと思

いますけど、私は、やっぱり、例えば高校生までこちらにいとすれば、その間、やっぱり何かしら、まちづくりに参画したというふうなことが非常に一番、その子供たちにとっては心に残ることじゃないかなという気がしております。だから、今、いろんな、うきはでもイベントとかもあっておりますけど、何か、もう少し高校生と接触をしながら、やっぱり、どういったまちづくりをしたいか、そういったことを今後、積極的に取り組んでいただければ、何かしら若者が残る大きなきっかけとなるんじゃないかなというふうに思います。

地元には、今言っておりますように、浮羽究真館高校もありますし、地元からは浮羽工業高校——朝倉光陽高校ですかね、あちらもあります。近くに、そういった3つの高校もありますので、そういったところと、もう少し接触を持つことによって、このうきはに残るということを位置づけるような、そういった取り組みも、ぜひともお願いをしたいと思います。答弁があれば、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先日、究真館高校の学生さんともワークショップ、次なる総合計画、後期計画に向けて、ワークショップなんかも開催をいたしました。

議員の御指摘のように、小・中・高校生の皆さんをいろんなまちづくりのイベントに参画をして、いろいろ体験してもらうことも重要ではないかという御指摘は、非常に重要な御指摘だと思っておりますので、しっかりそういうことを肝に銘じながら、いろんな取り組みをしていきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ぜひとも、そういったことを今後、取り組まれていただきたいというふうに思っております。

それでは、続いて、外国人労働者の住みやすい環境づくりの件であります。先ほど回答の中で、多文化共生社会というようなことで、非常にやっぱり外国人労働者の関係があるかと思えます。

さきの9月議会の中でも、外国人住民に向けての施策促進についてという請願書も市民のほうから出されております。その中というか、きょうの午前中の中にもありましたように、12月4日現在、281名の外国人がうきは市に登録されていると記されておりますけど、実は現実的には、もっと多くの外国人が、このうきは市内では働いています。現在、日本精工、ROKI福岡、九州イノアック、さらには小さな事業所でも相当数の外国人が働いております。ここに資生堂が進出するとなれば、1,000人規模のうち、大体2割から3割、外国人労働者の数というのは増加をするんじゃないかなというふうに、この1,000人のうちの2割から3割の方が外国人労働者になるんじゃないかなというふうに思いますし、そういった傾向にあるかなというふうに思っております。

しかし、いろいろ外国人労働者の話を聞いておきますと、意外と、うきは市に住んでなくて、朝倉市とか、ほかのところに結構住んでいるということをお聞きします。これには私もちょっと驚かされました。

じゃあ何ですかと聞いたところですけど、一番の問題は、やっぱり住居の問題ということでした。実際、外国人労働者を雇っている方と直接話をしたわけですけど、外国人労働者といっても、みんながみんな上手に日本語を話せるわけではございません。うまい人、下手な人、いろいろあり、ほとんど話せないような人、いろいろいるわけですけど、それで、そういった外国人労働者が住居を借りるにしても、企業との契約、どうしても、企業との契約ならいいですよということで、なかなか住居を借りるのが非常に面倒であるということでした。

じゃあ何で朝倉市とかはというふうに聞いたんですけど、意外と朝倉市とかは民間の不動産業者が寛容で、外国人個人との契約も容易にできるということで、じゃあ、それならもう、そっちでやってくださいというふうな、そういったことが多いそうです。うきは市でも、話を聞いたら、うきは市でも半年ぐらい前から、少しずつではありますけど、外国人個人との契約も可能な不動産業者もできてきましたというふうな話ではありました。ただ、まだまだ、そういった部分が非常に、うきは市ではおくれておると。また、外国人労働者の中でも、家族で来られる方もおりますけど、個人で来られる、そういった人たちは、共同生活、同じところに住むような、そういったことに対応できる物件、そういうのも、うきは市には非常に少ないという話でありました。そういったことで、外国人労働者の住居の問題でして、受け入れられるような環境づくり、体制整備を今までやってきたかなというところでもあります。

外国人労働者の受け入れに対しては、午前中の回答では、いろいろ今、対策を考えて、JAとか商工会とマッチアップしてやっていくということをお聞かせいただきました。当然、外国人労働者向けのパンフレットや暮らしの情報、こういったことを充実させるということは非常に重要なことでもありますし、また、家族で来日した外国人の子供たちの教育問題、これはもう非常に重要なことでもありますので、当然、市として考えていかなければならないことであるというふうにも思います。しかし、何より、まずは、うきは市に住む場所を確保してやるのが一番大事ではないかというふうに思っております。市が住宅を直接建設して運営する必要はないと思います。それで、外国人労働者が住みやすいと思う場所、そういったエリアを市が検討し、外国人労働者を抱える企業や事業者と協議して、さらには、そこに不動産業者等も巻き込んで整備していくことが必要ではないかなというふうに思っております。そうした企業と外国人労働者を受け入れる橋渡しの役割、これを市が行うことが、今後、市に外国人労働者を受け入れるのであれば、必要であると思っておりますけど、その辺について、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長が答弁をします。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） 市長公室長、楠原でございます。

ただいまの議員からの御指摘につきましては、踏まえさせていただきたいと思ひますし、今後、事業者——外国人労働者を受け入れている事業者、それから当該本人も含めたところでの面談とかを考えております。その中で、また検討をさせていただきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ぜひともお願いをしたいと思ひます。

さきの全員協議会で地域おこし協力隊の紹介がありまして、インバウンドプランナーということで紹介がありました。でも、私としては、個人的な考えでございますけど、外国人観光客の対応よりも、これからは外国人労働者に対する対応と、そちらのほうが急がれるのではないかなというふうに私は考えております。

正直言ひまして、この問題、時間的には余り余裕のあることではないと思ひております。もう資生堂が、再来年ですかね、には、こちらのほうに入ってきます。それに対して、やっぱり早急に、この対策をしなければならないと。私としては、インバウンドよりも、仮称ではありますけど、「外国人労働者対策係」みたいな新しい係を設置してでも、外国人労働者を受け入れようとする事業所や企業に対して何を整備したら受け入れがやりやすいのか、そういったのを、実際、今度やっていくということでありましたので、ぜひともお願いしたいんですけど、そういったものを調査して、市政の中で支援するような取り組みを検討していただきたいというふうに思ひます。

もちろん、その中には、どうしても外国人労働者がふえるとトラブルもふえると、これはテレビでも言ひておりました。なかなかトラブル等も事件の発生も、やっぱり増加してきたというふうな話も聞いております。だから、当然そういった対策係みたいなところを設けて、その中には、外国人と市民とのトラブル等が発生しないような対策、こういったこともあわせて調査・検討するような部署にさせていただきたいというふうに思ひます。

こういった係を設けることを、係を設けるということがもし不可能であれば、今、既存の係の中に、きちんとそういったことがわかるような、やっぱり係としての配置をお願いしたいというふうに思ひますけど、市長、最後に、そのことについてお願いしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 外国人労働者の受け入れに関しましては、午前中の答弁でも申し上げたように、この4月に、俗に言う入管法の改正が施行されまして、技能実習生だけではなくて、特定技能1号、特定技能2号、いろんな形で外国人労働者の方がうきはにお見えになる可能性は大

であります。

そういうことにどう対応するかということで、組織整備の話も御指摘いただきましたが、何よりも我々は既存の組織の中で、今、市長公室長をヘッドにプロジェクトチーム、対策チームをつくっておりますので、組織横断的に一体的に、この問題に対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 私としては、ぜひとも何か、何かしら対策室みたいなのが外からわかるように。というのは、先ほど話しましたように、そういった外国人労働者を抱えている企業の人と話したときに、そういうのが市の中にあってもらうと非常に自分たちもやりやすい、ぜひともお願いしますというふうな話だったんです。

今、外国人労働者の関係についても、いろんな部署にまたがりますから、横断的にやる必要もあるかとは思いますが、どこに行けばいいのかわからないというのが実態だと思います。企業は、そういったものに対して、どこに、どういうふうに相談に行けばいいのかわからないというのが実態だと思いますので、ぜひとも何かしら、そういった企業、外国人を受け入れようと思っている企業、そういったものが、どこに行けばすぐ対応ができるとか、いろんな問題が相談ができるとか、そういったものが明確にわかるような、既存の部署でやるというなら、既存の部署がそういったところがすぐわかるような、やっぱり周知徹底をお願いしたいと思います。時間の関係がございますので、一応、住みたいまちづくりについては、以上で終わらせていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

この中山間地域の農業問題につきましては、私、何度も質問をさせていただいております。しかしながら、この農業問題、非常にやっぱり、その問題そのものが大きくて、なかなかこれといった回答というのが出てこないというのが現状でありました。

それで、今回は、中山間地の農業の中でも、やっぱり象徴的な、中山間地域の農業の象徴的な棚田保全、これに的を絞って質問をしたいというふうに思っております。

棚田と言えば、つづら棚田ばかりが、うきは市では取り上げられてしまいますけど、姫治地区には相当の棚田が存在しております。うきは市の農村の原風景が残る景観地として今まで市外にいろいろ宣伝を行ってきております。それも棚田が整備されてきたからだというふうに思っております。

ことしの全国棚田サミットは、山口県長門市で開催されました。そこに参加された人に聞きますと、棚田の耕作はなされておらず、相当荒れた状況であるというふうに感じたということでした。現在は、米の作付は行われておらず、ハーブ、ハーブを作付しているというような話です。

これもネット等でいろいろ調べますと、全国棚田サミットの開催に向けて、150日前にハーブの入植をボランティアを募って行ったというようなことでありました。逆に言えば、棚田の耕作というのは、このように全国的にも、もう今、担い手がいない状況、危機的な状況にあるというのが現状であります。

そこで、市長のほうにお尋ねいたします。

市長は、今後、この棚田を保全するために、どのような対策を考えているのかということです。今までどおり、棚田を守る会のボランティア活動等に頼っていても、そこも相当高齢者になっているというふうに話を聞いております。あと数年もすれば、そういったボランティア活動もできなくなると思います。そこで、市長の具体的な考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、中山間地域における農業・棚田保全の取り組みについて、中山間地域における農業の継続は高齢化等で危機的な状況にあり、特に棚田を保全するための施策について質問をいただきました。

全国的にも農林業の状況は、高齢化に伴う農業者の減少、担い手不足、農産物価格の低迷等、大変厳しい状況であります。特に中山間地域では、野生鳥獣や異常気象等による農作物被害などもあり、問題が深刻化していることは十分認識をしているところであります。

本年6月の一般質問でも答弁しましたとおり、農地を集積・集約化し、集落営農、法人経営、担い手農家等での管理体制の構築は、中山間地域だけではなく、市全体の課題であり、今後も継続した営農管理ができるよう、既存の組織も含めたところで協議を行っているところであります。

一方で、中山間地域で水田などの営農を行う場合については、農地も、それぞれ条件に違いがあります。整備された農地、集落周辺等の守らなければならない農地についての整理も必要ではないかと考えております。

御質問にある中山間地の棚田は、作物を栽培する農地的な機能だけではなく、景観や水源涵養的機能や大雨時の治水的な機能等も果たしており、まさに守るべき農地だと考えております。今年度、農地進入路等の整備や畦畔整備等の農地管理の省力化に対する市単独の事業として、中山間地域農業生産基盤整備事業を実施しております。また、国の施策として、本年8月に棚田地域振興法が施行し、「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されております。本法の成立によって、まさに棚田は国民共有の財産であり宝であるとして、国は棚田を核とした地域振興の取り組みを関係省庁で総合的に支援する枠組みを構築し、棚田の振興につなげることであります。

うきは市におきましても、まずは令和2年度から新たに5カ年事業として始まる、次期中山間地域等直接支払交付金事業の加算措置について早急に対応できるよう、棚田地域協議会等の設置

や活動計画等の整備を進め、交付金の上乗せや国の事業採択時のポイント加算などにつなげていきたいと考えております。

棚田保全是、中山間地域の振興のみならず、近年多発しています大雨等の自然災害の被害軽減にも大きな役割を有していると考えております。6月の一般質問でも答弁しましたように、担い手確保に努め、鳥獣被害対策、中山間地域の生産基盤を整備し、労力の軽減、生産性の向上を図ることにより、耕作放棄地対策や優良農地、棚田の保全に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 今、市長のほうの答弁にありましたように、本当に今のままの状況なら、棚田は相当の面積が荒廃地になってしまうのではなかろうかというふうに危惧しているところであります。

皆さん御存じのとおり、新川田籠地区におきましては、伝統的建造物群指定地区になっていると思います。その要因といたしましては、棚田とカヤぶき民家とが点在する農村原風景が評価されて、この指定に至ったというふうに思っております。

現状を見てみますと、例えば棚田は、分田橋の正面の棚田、ちょうど分田橋を渡ろうとする正面の棚田でありますけど、ここは、以前は姫治小学校の体験田ということで、一定、PTAとか、そういった方たちが協力して整備をしてきております。しかしながら、今、姫治小学校もなくなって、なかなかその手入れをする人たちがやっぱり少なくなっているということで、かなり荒れた状態になっております。

棚田は、やっぱり、いろいろ話をする中で、一度でも耕作を放棄して荒れた状態になったら、もう後は、やっぱり誰も耕作しなくなるというふうに聞いております。私が思いますには、やはり棚田を守っていくためには、先ほど、ちょっと市長の答弁の中にもありましたけど、それなりの予算を費やさなければならぬのではないかなというふうに考えております。

先ほど、本当、ありました。国は中山間地の農地を守るため、中山間地域等直接支払交付金事業を実施してきましたし、また来年度以降も実施するというのを今、回答でいただきました。この国が行っている中山間地域等直接支払交付金事業、これをうきは市で、さらに独自で棚田保全直接支払事業と、これは、あくまで勝手な名称ですけど、こういったものをやってみたらいかかなというふうに考えております。

姫治地区の棚田、これ、棚田といいますか、姫治地区の水田面積は約255ヘクタールというふうに聞いております。この255ヘクタールの水田を、市は大変かと思っておりますけど、一定調査をしていただいて、うきは市として将来的にも守ってもらいたい地区、棚田、それを選定して、10アール当たり幾らという奨励金を出すというふうにしたら、そこでつくられている方も、も

う少し頑張ってみようというふうになれるんじゃないでしょうか。例えば10アール当たり3,000円としたら、指定する棚田、水田地域が200ヘクタールだとすれば、年間600万の予算が要ることになります。しかしながら、そのことによって中山間地の水田、棚田が守られるとしたら、私は決して高いのではないというふうに思っております。もちろん、これをずっと続けるということではありません。もちろん、こういうことをしながら、将来的には、ほかの対策も検討していってもらうと。ただ、今、この非常にせっぱ詰まった状況の中で、やっぱりこういったことも考えたらどうかなということで、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、棚田地域振興法が、ことしの8月16日に施行されております。議員も御承知のとおりであります。

今、この法律を受けまして農林水産省のほうで概算要求をかけているのが、中山間地域等の直接支払いの拡充であります。まず、直接支払いの対象地域に指定棚田地域を追加をして、この指定棚田地域については、10アール当たり1万円の加算をするというのが要求項目に挙がっております。今月末には閣議決定で施策が採択されるのかどうかははっきりするわけではありますが、そういうことを見きわめながら、しっかり対応していきたいと、このように思っています。

それから、いつも申し上げてますように、やはり中山間地域は、傾斜地などの条件不利益性ととも、鳥獣被害の増加、あるいは人口減少、高齢化、担い手不足等で厳しい状況には置かれているものの、一方、平地に比べまして、豊かな自然、景観、気候、風土条件を生かして、収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域であると思います。清らかな水、清涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を生かして、法人経営という展開もしっかり視野に入れてやっていきたいと。そのためには、先ほど伝建地域の御指摘があったんですが、全国でも初の、もう一つの文化的景観という選定をいただければ、もっともっと、この地域に弾みがつくのではないかと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ちょうど時間のほうも、もうあと2分ということになりました。

今、市長が言われました指定棚田地域、国のほうの閣議決定を今、待っている状態ということでもあります。ただ、もしできましたら、国のほうの閣議決定がなくても、その場合は、うきは市独自でも、そういったことをやっぱり考えるということをぜひ検討をお願いしたいと思います。指定棚田地域ですので、姫治地区255ヘクタールの水田全部を守れということでもございません。だから、あくまで、うきは市として、やっぱり今後、姫治地区の農村原風景を守っていくためには、ここだけはやっぱりどうしても守ってほしいというふうなのをぜひとも指定をして、国の閣議決定を待たずしても、やるということをぜひともお願いをしたいと思います。

ちょうど時間になりましたので、これもちまして私の一般質問を終わりますけど、きょう言ったことを再度検証をしていただきまして、来年度の予算に、このことが反映されることをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、4番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、10番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。10番、佐藤湛陽議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 許可を得ましたので、質問させていただきます。午前中、時間が結構足りないような場面がありましたので、私も簡単に質問させていただきますので、答弁も簡単をお願いしたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

経済的困窮している人を早期に支援するための生活困窮者自立支援法が平成25年12月6日に成立しました。法律の背景には、厚生労働省が発表しておりますが、最新の調査では、依然として生活保護受給者数が増加傾向にあり、現在の特徴的なことは、働ける年齢層を含む、その他の世帯がふえているとのこと。この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住宅確保給付金の支給、そのほかの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするものですが、市町村の必須事業として、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給が定められていると思います。また、任意事業として、就労準備支援事業と一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などが挙げられています。

そこで、質問。

(1) 市における過去の4年間の状況はどうなっているのか伺う。

(2) 支援体制について、市町村の必須事業、任意事業などの事業をどのように実施しているか伺う。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、生活困窮者自立支援制度に関する現状と支援体制について大きく2点の質問をいただきました。

1点目が、市における過去4年間の状況についての御質問であります。生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立のための相談支援の実施、居住を確保し、就職を容易にするための給付金を支給するなどの策を講ずることを目的として、平成27年度から施行されました。事業内容としては、必須事業として、自立相談支援事業、居住確保給付金の支給と、任意事業として、就労準備支援事業、家計改善支援

事業、子供の学習・生活支援事業、一時生活支援事業があります。当市におきましては、平成26年7月より、生活困窮者自立支援モデル事業に取り組み、必須事業の自立相談支援事業と任意事業の就労準備支援事業、家計改善支援事業、子供の学習・生活支援事業について、うきは市社会福祉協議会に委託し、継続して事業を行っております。

なお、住居確保給付金の支給については、市が直接行っております。一時生活支援事業については、取り組みは行っておりません。

この法律は、施行後3年をめぐりに施行状況を勘案し、必要に応じ措置を行うということになっており、平成30年10月に生活困窮者自立支援法の一部改正が行われました。この改正の趣旨は、各事業の促進と拡充で、必須事業と任意事業を一体的に取り組む必要性があることが重要な内容となっております。

しかし、先ほど述べましたように、当市におきましては、既に法施行前のモデル事業から、必須事業の自立相談支援事業と子供の学習・生活支援事業や就労準備支援事業などの任意事業をうきは市社会福祉協議会に委託して、月1回の関係機関で構成される支援調整会議で支援の妥当性の確認を行いながら、必須事業と任意事業を一体的に行い、先進的な取り組みを行っているところであります。

2点目が、必須事業と任意事業の実施体制についての御質問であります。当市では、先ほど述べましたように、生活困窮者自立支援制度のうち、必須事業の自立相談支援事業と任意事業の就労準備支援事業、家計改善支援事業、子供の学習・生活支援事業をうきは市社会福祉協議会に委託しております。自立相談支援事業の担当として、主任相談支援員が1名、相談支援員が1名配置され、相談業務や支援プランの作成等を行っております。就労準備支援事業の担当として、就労準備支援担当者が2名、家計改善支援事業の担当として、家計改善支援員が2名、子供の学習・生活支援事業の担当として、支援員が2名配置され、それぞれ支援を行っております。

生活困窮者より相談があった場合の窓口は、原則、委託先のうきは市社会福祉協議会の窓口で受け付けとなりますが、市に相談があった場合は、市で相談を受け付け、必要に応じ、委託先のうきは市社会福祉協議会につなぐようにしております。具体的に支援が必要な事案があった場合は、相談支援員がプランを作成し、支援調整会議で協議の上、支援の必要性について検討し、任意事業、または、その他の支援へつないでおります。また、事業を継続、中止する場合も、支援調整会議で支援内容を検討し、適切な支援体制に努めているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 2回目の質問ですけど、過去4年間の現状把握はできているのか。

2点目は、いろいろな事業を実施した結果、課題はどのようなものがあるか伺いたいと思いま

す。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

御質問の生活困窮者自立支援事業の過去4年間の取り組み状況の把握についてでございますが、全て事業については把握しております。

また、課題についてでございますが、それぞれ、自立相談支援事業につきましては、課題が多岐にわたっております。相談内容として、心理関係、生活困窮相談、人間関係、それから対人トラブル、生活状況、貸付相談など課題が複雑に絡み合っております。また、家計改善支援事業についても、早期の生活再生を支援しておりますが、状況に応じて支援につながらないケースもございますが、粘り強く相談員のほうに対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 課題について、今後の取り組みをひとつどのような考え方で取り組んで、取り組みをされるか、所見を伺いたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 今後の取り組み方針でございますが、うきは市につきましては、平成16年度より、生活困窮者自立促進支援モデル事業を行いました。その中で、支援調整会議設置要綱を作成しております。この支援調整会議では、福祉事務所に会長となりまして、それに関係する関係機関、久留米公共職業安定所、それから委託先のうきは市社会福祉協議会、庁舎内の関係機関、その他の関係機関を構成員として、この相談者への支援計画の妥当性だとか必要な修正、それから支援方針及び各機関の役割について確認を行いながら事業を進めております。この支援調整会議で協議しながら、今後、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 早期に把握し、自立支援することが重要と思われませんが、特に早期発見、早期支援についての取り組みについて、具体的に所見を伺いたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 早期の対応についてでございますが、生活困窮者の方が相談に来るとするのは、勇気のあることだと考えております。しかしながら、相談を早期に対応することがとても重要だと考えておりますので、うきは市社会福祉協議会のかかわら版等の広報や、それから、関係機関が広報、啓発に努めて、できるだけ早期に市の福祉事務所や委託先の社会福祉協議会のほうの窓口相談できるような体制をこれから構築していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 答弁とダブるかもしれませんが、今回の生活困窮者自立支援事業の内容や存在を全く知らずに、今日現在、仕事や生活に困っている人たちに周知、知らせる方法や手段はどのようにしているのか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 現在、ちょっと先ほどの答弁と重なりますが、現在、社会福祉協議会の福祉のかかわら版や防災無線などのさまざまな方法で情報発信に努めております。また、当事者や、その御家族に向けて情報発信をすることがとても重要だと考えておりますので、これは引きこもりの方の家族会のほうなんですけれども、家族会「みつばちの会」を毎月開催しておりますので、その中でも交流を図る場として家族会を毎月開催しておりますので、そういった家族会だとか、さまざまな広報を通じて情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 居住支援について、今回の改正で居住支援の強化がなされた内容として、一時生活支援事業の拡充というものがありますが、これは、どのようなものか、どういう認識でしょうか。市長の姿勢を伺いたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 一時生活支援事業のことでございましょうか。（「一時生活支援事業」と呼ぶ者あり）一時生活支援事業については、うきは市におきましては、26年度、モデル事業に取り組む段階で、市内でのホームレスの相談事例が少ないことや、相談があった場合は、生活保護での対応を行っていることで、事業に、うきは市としては取り組んでおりません。また、全国一斉ホームレス調査が毎年1月中旬に実施され、当市でも、最寄りの施設の駐車場の調査を行っておりますが、これまで該当者がいない状況です。

仮にホームレスの方から相談があった場合は、先ほど申し上げましたように、生活保護で対応し、救護施設の入所を勧める措置を行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 税務課における対応について、経済的に困窮しているか否か、行政が一番判断しやすい窓口の一つに税務課が挙げられます。いつも滞納をされる方には、感情を害する方もおられるかもしれませんが、相談口を紹介すべきではないでしょうか。本当に困っている方に手を差し伸べるほうが大切な仕事でないでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、平成25年に、この法律が成立し、交付されました。これは、生活保護に至る前段階で自立支援策の強化を図るために、この法律ができました。

この法律制定後、盛んに、議員も御承知のとおり、社会的包摂、ソーシャル・インクルージョンという話がたびたび出てきます。これは、いろいろな生活困難を抱えた人間を社会的に排除しないで社会的に包み込もうというもの、つまり人間を孤立させないという考えであります。

こういう考えの中で、午前中も申し上げました、今、国際的に取り組みがなされているSDGs、これは持続可能な開発目標であります。これは2015年、平成27年9月に国連サミットで全会一致の採択を得て、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定し、達成しようとするものであります。その大きなキーワードは、誰ひとり取り残さない社会を実現しようという大きな国際公約がありますので、こういうことをしっかり受けて、うきは市においても取り組みをさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） うきは市支援調整会議設置要綱で、先ほどは調整会議のことを話されましたけど、開催されているなら、その中に成果、課題があったと思います。そこで、成果、課題はどのようなものがあつたか伺いたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 支援調整会議での課題でございますが、やはり就労準備相談支援事業につきましては、引きこもりの方が多ございまして、長期間にわたり対応する必要がございます。対象者数は、それほど変動がありませんが、とにかく長期間、就労する前の準備、就労準備——心の整理だとか、仕事をする事自体を御自分が整理されていくことがすごく長期間必要になってきますので、そういったことに、対象者の心に寄り添って伴走型で支援をしていくことが、とても忍耐強くやっていくことが課題となっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 最後に、施行されて4年目になりますが、これまでの4年間の支援活動について、どのように評価しますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、実は法律が施行する前に、生活困窮者自立支援モデル事業をうきは市は先進的に取り組みをしています。この件に関しましては、県内でも有数の先進取り組み自治体だと、このように認識をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） それでは、2番の、引きこもりに対する対策等について。

厚生労働省が定義している39歳以下の方の引きこもりの数は、2010年から2015年の調査において減少しているという数字が出ているようだが、その実態は、引きこもり期間の長期化、高齢化に調査対象外の40歳以上に年齢が上がったことが要因とも言える。全国的な引きこもりの方の家族で構成するNPO法人が2017年に発表した実態調査によると、引きこもりの3割は40歳代以上であり、前年の調査は5%上昇しております。40歳代以上の方の引きこもりも、期間は約18年、年齢が上がるほど長期化が進んでいます。引きこもりの方がいる親の年齢も平均で64歳を超す。既に年金で暮らしている家族が中心となっています。大人の引きこもりの数が増加することに伴い、社会保障費の増額や地域などの社会構造全体のさまざまな影響が心配されます。

そこで、質問。

過去5年間の状況はどうなっているのか伺う。

2番、引きこもりになる原因はどのように捉えているか伺う。

3番、対策や支援体制はどうなっているか伺う。

4番、支援後の検証はどのように行い、今後の支援にどのように結びつけているか伺う。

5番、今後の取り組みについて伺う。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、引きこもりに対する対策等について大きく5点の質問をいただきました。

1点目が、過去5年間の状況についての御質問であります。平成22年度から、うきは市社会福祉協議会に委託して実施している「不登校・ひきこもり対策支援事業」により、過去5年間、延べ138名、1年間当たり平均28名の引きこもりの方を支援しております。支援対象者の年代の内訳としては、おおよそ8割が20歳代以下であり、残りが30歳代・40歳代となってお

ります。不登校と違い、引きこもりの支援は長期間にわたり対応する必要があり、就労や進学に結びつき、支援から卒業する方も出ますが、対象者数は、それほど変動はありません。うきは市社会福祉協議会の内職シェアステーションに自分のペースで通い、仕事をする方もおり、引きこもりの状況が改善している方も多くいます。

2点目が、引きこもりになる原因をどう捉えているのかという御質問であります。支援を開始するに当たっては、初めに本人の状況や家族のかかわり方などを聞き取り、個人の記録票を作成しております。その記録票から、原因は不登校からの延長や就職の失敗、精神疾患、人間関係のストレスなどと捉えております。しかしながら、原因が人によって多様で複雑な面があり、対応も難しくなっているところでもあります。

3点目が、対策や支援体制についての御質問であります。対策としては、先ほど述べましたが、「不登校・ひきこもり対策支援事業」を推進しているところでございます。このような取り組みは、うきは市以外に取り組み事例が少なく、うきは市が単独で引きこもり支援を実施していることは先進的な取り組みではないかと、このように考えております。

うきは市社会福祉協議会の相談員は2名ですが、電話やメール、来所による相談や訪問は、年間で述べ600件以上の相談に対応している状況です。また、長年培ってきた北筑後保健環境事務所や精神科等医療機関、ハローワークなどとの関係もあり、連携した支援に結びついているところでもあります。

4点目が、支援後の検証と、今後の支援にどのように結びつけているかという御質問であります。支援開始時に作成する記録票には、その後の支援状況や経過などを本人や家族、または連携する機関などに確認をして記録をしております。そこで、本人や家族の状況の変化や時期に応じた支援を行っています。就労や進学が決定しても、関係機関と連携しながら、定着するまでのフォローを行っています。

5点目が、今後の取り組みについての御質問であります。この事業を継続していくことは当然ですが、引きこもりは、本人が相談してくる事例は少ないため、当事者の家族に向けて情報発信することも重要であります。同じ悩みを抱える家族の交流を図る場として、引きこもり家族会「みつばちの会」を毎月開催をしております。開催については、うきは市社会福祉協議会の「ふくしのかわら版」や防災無線など、さまざまな方法で情報発信に努めています。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 最近では、40歳以上の中高年の方の引きこもりがふえているようだが、それに対する対策、または子供の引きこもりとの違いをどう捉えているか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 中高年の引きこもりの原因をどう捉えているかというふうな御質問だったかと思えます。

これは全国的な統計でございますが、全国一斉に調査が、昨年2018年12月に、40歳から64歳までを対象に国が引きこもりについて調査した結果でございますが、40歳から64歳での引きこもりの最たる理由は退職ということで、きっかけとなったのが退職が第1位で、2位が人間関係、病気、職場になじめず就活に失敗といった順位になっております。

うきは市の実際の相談の中でも、先ほど、実際に相談にお見えになった方の聞き取りをした場合、この全国調査と同じような状態というふうには捉えております。ただし、1つが原因で引きこもりになったということよりも、複雑に絡み合っているというふうな捉え方で捉えております。

それから、若年層の引きこもりと中高年の引きこもりについての違いについての御質問でございますが、福祉事務所としましては、若い世代の引きこもりについては、義務教育の期間に引きこもったりしている子供さんがたくさんいらっしゃいますので、どちらかといえば、学校関係のトラブルだとか家族関係、家庭での状況が原因となって引きこもりになっているというふうには捉えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 市長は9月の質問で、不登校・引きこもりの対策について、教育委員会とはまた別に、福祉事務所のほうの所管で引きこもり対策相談を取り組んでいるということでございますが、その連携並びに、どういうふうな方法でやっているのか伺いたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 「不登校・ひきこもり対策相談支援事業」につきましては、福祉事務所の子育て支援係のほうに家庭児童相談員——子育て支援係に家庭児童相談員という2名配置しておりますので、その家庭児童相談員と学校教育課と「うきくる」、子育て世代包括支援センターと現在連携して事業を——情報共有をして事業を進めているところでございます。また、そのほかに、子育てネットワーク会議というものが年間4回あります。これは学校教育課のほうで所管しておりますが、この子育てネットワーク会議についても、家庭児童相談員が会議のほうに出席をしております。そのほか、いじめ問題対策推進委員会、中学校の教育相談部会に

も、それぞれ福祉事務所の子育て支援係の家庭児童相談員、また、係員が定期的に会議に出席して、必要な情報を連携しながら支援に努めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 家族以外の人たちの交流の場、居場所づくりなど、どういう考え方を持っているのか伺いたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 引きこもりの支援につきましては、本人を支えるサポート、家族を支えるサポート、当事者同士のサポート、地域で支える体制づくりというのが必要かと考えております。

家族を支えるサポートとして、家族会「みつばちの会」を毎月開催して、家族会を支援しているところです。また、当事者同士のサポートとして、当事者の会「スイッチ」というものを設置しておりますが、これは、うきは市社会福祉協議会の総合福祉センターの1階にフリースペースを開放して、当事者の会「スイッチ」の支援ということで、福祉事務所の福祉係が、うきは市社会福祉協議会のほうに委託して、当事者グループとしての活動を支援しておりますので、当事者同士のサポート、家族を支えるサポートをして、そういった支援体制で進めているというふうに認識しております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業実施要綱は十分おわかりになっていると思いますが、その中の第4条か、の中に、事業の全部または一部を委託することができるということでございますが、これ、どういうことなのか。一部については、どんな事業なのか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、基本的には社会福祉協議会のほうに委託させていただいております。これは毎年、決算の成果表にも、ずっと成果等を述べさせていただいておりますので、議員御承知のとおりだと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業サポート協議会設置要綱があるわけですが、これについても御存じだと思います。その中で、第1条か、その中で協議会という言葉が出てきたわけですが——第1条の趣旨の中に協議会という言葉が出てきたわけですが、これについて、協議会は協議会で終わっていないのかど

うか。終わっていないなら、その協議会の経過並びに課題、成果はどうなっているのか。また、それがどう反映されているか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業サポート協議会についての御質問でございます。

このうきは市不登校・引きこもり対策相談支援サポート協議会につきましては、平成22年に設置しております。この事業が、うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業をうきは市社会福祉協議会に委託するときに、協議会のほうで内容について協議をしたときに設置したものでございますが、この後、先ほど、生活困窮者自立支援制度というものが平成27年度より施行されて、支援調整会議というのを毎月、今、福祉事務所が所管して実施しております、この不登校・引きこもり対策相談支援の対象者の支援、生活困窮者支援調整会議のほうに事例として、協議する事例として、今、出てきておりますので、昨年度と今年度につきましては、協議会のほうが開催しておりません。その検討につきましては、生活困窮者支援調整会議のほうで、現在の支援の協議を行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 3番の、ニートの現状と対策について。

全国で、この10年間で増加の一途をたどっている若者無業者、いわゆるニートについて、厚生労働省の算出した推定人数は、人口1万人に対し63人と分析しております。ニートと言われる若者の中には、対人コミュニケーションの苦手意識を持ったり、自分の状態に後ろめたさを感じ、引きこもりなどの精神的負担を持つ者が多く、将来の希望や対人間関係の仕事に期待に対し消極的になり、絶望と感じ、自殺に追い込まれる若者が多いと聞いております。将来的に親が高齢になった場合、生活面で親の年金支給額のみでは親子の生活は一段と厳しくなり、あげくの果てには財産を処分し、破産にも近い状態になり、親が死亡後は本人も高齢になり、みずからの生活を維持することは非常に困難になることは必至であります。将来的に決まったように生活保護に頼るケースではないでしょうか。また、ニートの子を持つ高齢の親の心配もいかにばかりかと心痛む次第です。

それでは、ニートの現状と対策について質問させていただきます。

- (1) 過去5年間のニートの認知件数はどうなっているのか伺う。
- (2) ニートの実態や、それに対する対策を伺う。
- (3) ニートの背景には何が考えられるのか伺う。

(4) ニートを未然に防ぐために何が必要と考えるのか伺う。

以上。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ニートの現状と対策について大きく4点の質問をいただきました。

1点目が、ニートの認知件数についての御質問であります。ニートの認知件数は、うきは市としては把握をしておりません。子ども・若者育成支援推進法に基づく年次報告書、令和元年度版「子供・若者白書」によりますと、日本における15歳から39歳の若年無業者の数は、平成30年で71万人であり、15歳から39歳人口に占める割合は2.1%となっております。

2点目が、ニートの実態や対策についての御質問であります。総務省が平成29年に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気、けがや勉強中の者を除くと、知識・能力に自信がない、探したが見つからなかった、希望する仕事がありそうにないといった回答が見られます。日本型ニートの大きな特徴は、男性のほうが多いこと。学歴構成は中学卒業者が比較的多く、年齢は19歳と23歳が突出して多いこと。就業については、つきたいという希望を持っている者が約4割を占めていると言われております。しかし、実態は個人個人で実にさまざま、多様な背景があると推測されます。

対策につきましては、厚生労働省では、若年無業者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、「地域若者サポートステーション」において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着を実施しております。

また、市では、福岡県若者しごとサポートセンターと連携して、平成26年度から、39歳までの若年層に対し、就職活動実践セミナーを実施し、応募書類作成や面接指導、専門家による個別相談など、就職活動から職場定着までの支援を行っているところであります。

3点目が、ニートの背景についての御質問であります。就労にかかわる要因として、学校中退や卒業時に就職活動をしない、できない、早期の離職などが挙げられます。学校にかかわる要因としては、受験する高校の選択に真剣に取り組んでいないため、学校を消極的な居場所としか認識できないケースなどが挙げられます。家族にかかわる要因としては、子供への関心が低かったり、子供が一たび学校で失敗すると職業選択へ負の影響が出るなどが挙げられます。また、友達ともソーシャルネットワークを閉じて、若者が共有する情報や価値観も限定的になりがちで、社会的発達の機会を減少させ、自信を失ったり、現在の状況に対するやる気を失わせ、就職活動がさらに困難になるという悪循環に陥ることが挙げられております。

4点目が、ニートを未然に防ぐためには何が必要かの御質問であります。第1に、市内中学校では、学校教育を充実し、進路選択に真剣に関与させる進路指導やキャリア教育を行い、将来

への希望や展望を持てる子供たちの育成に努めております。また、高等教育におけるキャリア教育とインターン実習などの職業的な視点を持つ専門的な教育も高校や大学等で取り組まれております。

第2に、身近に相談できる自立・就労支援機関との連携が大事だと思います。厚生労働省では、地域若者サポートステーションを設置、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っております。福岡県内には4地区に分かれて活動しており、近隣では、久留米市にある筑後若者サポートステーションがあり、うきは市社会福祉協議会の引きこもり相談支援員が相談支援のつなぎを実施しております。そこでは、うきは市からの相談者もあると聞いており、今後、市の無料職業紹介所や福祉事務所などと連携をしながら就労につながるよう、さらに進めていくことが大事だと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 子ども・若者育成支援推進法は御存じのようでございますが、これについて、第9条の2項に、市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するように努めるという努力義務でございますが、これについて、市長はどういう考え方を持っているのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子ども・若者育成支援推進法は、平成22年4月1日に施行されたと、このように承知をしております。その背景として、有害情報の氾濫等、子供・若者をめぐる環境の悪化、そしてニート、引きこもり、不登校、発達障害等の子供・若者の抱える問題の深刻化を受けて、困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備を図るということを目的に、この推進法ができていますと、このように承知をしております。そして、その中で、都道府県・市町村子ども・若者計画を策定するようになっておりますが、今、これが努力義務規定になっております。福岡県におきましては、既に策定が進んでおりまして、平成25年から29年の5カ年計画を策定済みであります。

うきは市については、まだこの計画は策定しておりませんが、県の計画等を参照しながら、しっかりした対応を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 先ほど答弁の中に、地域若者サポートステーションということで、久留米のほうにお願いしておるということですが、1つ、その中で質問を伺いたいと思います。

うきは市の引きこもり、ニートの相談を管轄している筑後若者サポートステーションという、相互連携して相談件数や内容等の確認を行っているのか。また、うきは市の相談件数は、その中でどのくらいあるのか。それと、相談を受けた筑後若者サポートステーションは、その後、どのような措置をしているのか。とりあえず、それだけ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 若者サポートステーション、通称サポステの話だと思えます。

サポステの臨床心理士さんとかが個別面談とかをしながら、グループカウンセリングとかを繰り返し、就労や社会参加に前向きになった方は、就労体験に移るということでございます。いろいろな事前研修とかを含めながら、事後研修、さらなるステップアップへ向かっていくという流れになっております。これらの就労支援を行うことで、働く現状や流れを知り、より社会とつながる機会と自信をつかむことができるというのが若者サポートステーションでございます。

研修につきましては、これは社会福祉協議会の引きこもり相談員と提携してますので、1人の人がずっとしているのかというのがありますので、その件数については、うちのほうとしては把握しておりませんが、うきは市からも相談があっているということは承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 全国のサポートステーションの中には、強引な手法などで問題となった団体もあったと思うが、市は、どのくらい若者サポートステーションの情報を把握しているのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 若者サポートステーションというのは、厚生労働省が委託をして、そういうのも力のある団体にやっているということで、筑後市の場合は、久留米市役所の2階にありまして、そこで厚生労働局の指導のもとに、きちんとやられていると思えますし、福岡県は若者仕事サポートセンターというのがございまして、そういうところと連携しながらやっておりますので、今のところ、問題が起きたという話は聞いておりません。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） ニート、引きこもりの対策には、学校教育が非常に重要だと考えますが、教育委員会の所見を聞かせてください。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほどから、ニートに絡んで不登校という言葉が出てきております。何をきっかけに引きこもりになるかというのは多様であるかと思いますが、不登校対応等をしっかりやっているところがございますし、先ほど、福祉事務局長が申しておりますように、今、学校教育課が福祉事務所あるいは保健課と一緒に仕事をやっている、その関係で情報共有が非常に早くなっております。そういったことを生かして今後も取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 4番、ネグレクト及び児童虐待の現状と対策について。

今月4日付の西日本新聞によりますと、子供に対する親の体罰を禁じた改正児童虐待防止法などが来年1月から施行されることを受け、厚生労働省が3日、体罰の定義を含む指針素案を検討会に示し、大筋で了承され、それによると、体罰を子供の身体苦痛や不快感を引き起こす行為と初めて定義され、暴力が、しつけの名目で正当化されていたことを踏まえ、しつけとの違いを明確にした。指針素案では、たとえ、しつけのためと親が思っても、子供の身体に苦痛や不快感を引き起こす行為は、どんなに軽くても体罰に当たると断言。暴力を受ける子供の立場に立った解釈をとっているが、しかし、子育て中の親世代には、頭ではわかっても手が出ると葛藤している人も多い。家庭内の実情は外から見えにくく、何らかのきっかけで、しつけが凄惨な体罰に変わる可能性は否定できない。行政は、虐待が疑われる事案には、ためらわず介入をすべきだが、この指針策定を機に親の援助にも力を入れるべきだと示している。

児童虐待につきましても、相変わらず全国各地で痛ましい事件が起きております。親自身が子供に手をかけるなど絶対あってはならないことです。核家族の割合が高く、子育て家庭が地域で孤立しながら、現在、親として自覚を持って子育てしていくことの支援や親自身の悩み事の相談等、親に対する支援など、切れ目のない支援を充実させることが最も重要なことだと思います。ネグレクトにつきましても、主な原因としましても、親の親としての未熟さ、自覚のなさが考えられるのではないのでしょうか。

そこで、質問。

過去5年間の状況はどうなっているか伺う。

2番、対策や支援体制はどうなっているのか伺う。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ネグレクト及び児童虐待の現状と対策について大きく2点の

質問をいただきました。

1点目が、過去5年間の状況についての御質問であります。身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待の年度ごとの総数は、平成26年度と平成27年度が52件、平成28年度が45件、平成29年度が80件、平成30年度が65件となっております。内訳としまして、3年前まではネグレクトが約6割を占めており、一昨年前からネグレクトが約3割に減少しております。かわりに身体的・心理的虐待件数が総数の約7割を占めるようになっております。また、虐待を受けた子供の年齢層は、いずれの年度でも小学生が一番多くなっております。

2点目が、対策や支援体制についての御質問であります。支援体制としましては、福祉事務所に設置している家庭児童相談員と子育て支援係員が、児童相談所や警察や小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園と状況に応じて連携を図りながら、対応や支援を行っております。

児童虐待の初動となります通報が福祉事務所にあった場合は、24時間以内に、その事実確認を行い、対象となる子供の安全を最優先に考えて支援につないでおります。また、虐待対応に関しましては、ことし8月に、うきは市子ども虐待対策マニュアルを作成し、関係機関と情報の共有を図り、連携しながら迅速かつ組織的な対応に努めているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 本市の課題について伺いたいと思います。課題は。問題点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 冒頭、議員が御指摘されたように、かつて、しつけと体罰の境界が曖昧だったというのも大きな課題の1つでありました。

そういう中で、ことしの――3日ですね、厚生労働省が体罰の定義を含む指針素案を検討会に示して、この体罰の定義というのが明確に示されたところであります。そして、議員御指摘のように、本当に今月に入りましても痛ましい事件、例えば2日には島根県の小学校4年生の児童が、母親の無理心中に巻き込まれたということの報道がありました。そして、その中身は、身体的虐待とネグレクトの疑いがあるという報道もなされておりますし、同じように3日では、東京のほうで3歳の児童が父親に暴行を受けて死亡させられたという記事も出ております。非常に、この虐待というのは大きな課題だと認識しております。

厚生労働省が、こういう動き――体罰の定義なんかについて、しっかり示してきてますので、この厚生労働省の取り組みなんかもしっかり注視しながら、しっかりした対応に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 再度伺いたいと思いますが、市の役割並びに係の役割はどうなっているのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 市町村の対応でございますが、虐待の疑いの相談、通告が福祉事務所にあった場合、24時間以内に――疑いの場合でも通報があったら24時間以内に事実確認を行う、まず、そういった対応を迅速に行い、子供の安全を最優先に考えております。また、その後の対応としまして、久留米の児童相談所あるいは関係機関と連携しながら、子供が安全に生活できるように努めるというのが市町村の対応だと認識しております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） だったら、未然に防止するための取り組みは、もう一度伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 未然に防ぐ対応としまして、やはり妊娠中からの支援というのがとても重要でございます。望まない妊娠、それから、いろんな――特定妊婦と言いますけれども、特定妊婦の支援、それから、産んだ後の金銭的な問題、それから、育てるための環境、そういったところを子育て世代包括支援センターと連携しながら切れ目のない支援体制をつくっていく、そういったことで未然に早期対応することで、虐待の早期対応ということが推進していけるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 学校教育面からの取り組みは、早期発見、早期対応はどう捉えているのか。教育長、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 早期発見、早期対応につきましては、各学校におきましては、例えば子供が手足にあざがある、そういったかすかな兆候につきましても、すぐに教育委員会に連絡があり、また、先ほど申しましたような福祉事務所等とも連携しながら対応させていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） これで終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、10番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。15時35分より再開します。

午後3時20分休憩

午後3時35分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、8番、熊懐和明議員の発言を許可します。8番、熊懐和明議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） 皆さん、こんにちは。最後の質問になりました、熊懐でございます。どうぞよろしくお願ひします。通告書に従ひ、4点について質問させていただきます。

まず、1点目が、荒廢地対策についてお尋ねします。今、皆さん、大変頭を痛めている問題について伺いたいと思います。

農地、田んぼ、果樹園等、担い手が大変減ってきていますので、荒れたところが大変ふえ、困っております。これは喫緊の対策が必要ではないかと感じております。

そこで、（1）ふえ続ける農地、果樹園等の対応策を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、荒廢地対策について、ふえ続ける荒廢農地、果樹園等の対応策について御質問をいただきました。

午前中の伊藤議員への答弁と重複になりますが、今後、耕作放棄地をふやさない、または解消していくために、農地の所有者から担い手へ集積・集約化していくことが重要であると考えております。そのためにも、市の広報紙、ホームページなどでの啓発や、農業委員、農地利用最適化推進委員による、貸し借り等のあっせんなどの推進をお願いしているところであります。特に、将来的な耕作放棄地となるおそれのある農地を今のうちから把握し、荒廢する前に次の担い手へと農地を流動化させることが必要であると特に考えております。

また、昨年から、議会でも視察に行かれました、長野県の信州うえだファームの取り組みのような、地域の担い手としての役割を果たしながら、地域にさまざまな波及効果が發揮できる組織等の検討を福岡県農林水産部、久留米普及指導センター、にじ農業協同組合と市で協議を継続しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懐議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） ホームページ何とかで貸し借りについて、いろいろ報告——載せてあるということです。

結局、今言われたように、亡くなる前に相続等をしていってもらわないと、これが、放棄地が大変ふえるということは、いろいろ、前、話しておりました。意見交換会するときにも出て、報告

しております。そういうことをホームページだけでいいのか、どうしたら、亡くなる前に相続をお願いするというようなやり方を市がしていくのか、そこを考えてもらいたいとは思っております。そうしないと、まだまだ大変ふえていくと思います。そのところはちょっとお願いしておきますけど。

ちょっと私のきょうの質問は、それと違って、意見交換会でも出ていました。「隣にある果樹園が荒れています。どうかしていただきたいが、どこに言っていいかわからない。それに、自分も年ですから、自分の農園もいつまで続けていけるかはわかりません。困り、悩んでいます」と言われておりました。それと、「今、住宅地のところにある果樹園等は、鉄線にさびがあり、張りかえないと使えないので、つくられていないので、草など生え、消毒もされていないようなので、虫、ムカデ等、家に寄ってきて困ります」と。「市にも相談していますが、いまだに何とも言ってきません」ということで相談がありました。この問題等、今から大変ふえていくと思います。市として解決策、どこまで市として踏み込んで対処していいのか、このことは市長にもお伺いしておかないと、職員も議員も今から相談が来ると思います。そのときには、市は、どこまでしか対応できませんよとか、これはこうですよという返答をしなきゃいけないので、市長に、こここのところの対応策などあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、そういう課題が生じたときには、農業委員であったり、農地利用最適化推進委員につながる組織一体として対応しているものと、このように思いますが、詳細については、農林振興課長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井です。

まず、対応の方法でございますけれども、連絡は農業委員会のほうの窓口が一括でお受けをしております。地域にそれぞれ農業委員、農地利用最適化推進委員がいらっしゃいますので、その方に、まず、所有者あるいは耕作者に是正のお願いをしていただくのが第一でございます。その報告を一旦、農業委員会のほうに上げていただいて、どうしても改善がなされないというふうなものについては、農業委員会三役——会長、副会長以下三役等で協議をして、再度、事務局からも改善のお願いをしていくというふうな状況でございます。

その届け出先が、なかなか皆さんに伝わっていないというふうなことについては、それについては、ホームページあるいは広報紙等での活用をもう一度検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 今のは、課長が、ちゃんと責任持って、どこまでやるという答弁

をしたんだと私は思っております。なぜかという、そのところは市長が考えておかないと、課長の一存ではできないと思っていますので、市長にお願いしたわけで、どこまでならやれるか。県との補助とかいろいろの面を市長は知っているだろうと思って質問したんですけど、市長、あれでいいんですか。農業委員会に任せているから、推進委員に任せているから、結局、その先は相談をまたしてくださいと。結局、農業委員会以上はもうできないということでしょう。ちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 常々、耕作放棄地の課題は大きな課題だと認識しております。基本的に課長の答弁どおりでありますし、私も冒頭申し上げましたように、基本的には農業委員会、農業委員の皆さん、さらには農地利用最適化推進委員の皆さんにお諮りしながら組織一体としてやるものだと、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 最後に、組織一体としてやるということは、何か、えらいいことのようにですけど、さっきは結局、農業委員会と推進委員に任せてありますから、それ以上のことはできませんよということでしょう。ということは、私たちも相談を受けたら、市としては、農業委員会、推進委員会に任せているから、それ以上は無理なようですという、相談の返答をしていいということですね。そういう意味で聞いたんですから、市長、今、そう言ったでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のように、ちょっと言葉尻で捉えるような課題じゃなくて、いろいろ事情があると思いますので、私たちは一体的に対応していきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 言葉尻では捉えてませんよ。私たちも、相談があったら、相談に対しての返答をしなければ。そこを農業委員会、推進委員会でこうしていますから、それ以上は市はできませんよという言い方したから、私たちも、それ以上は自分たちで話しなさいよとか言うしかないでしょう。その意味で言ったつもりです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御理解いただいていると思いますが、農業委員会の事務局は市役所農林振興課の中にありますので、農業委員会並びに農林振興課のほうに照会をしていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） いやいや、それはわかっているんですよ。

照会しても、結局、荒れているところの隣の人は困っている。住宅も今、虫とか来て困っているから、そこを市が、農業委員会がだめでも、ほんなら直接交渉してどうか、最後は話しましょうとか、一体となっているから、そこんには、ちょっと相談に応じますよというようなことがあれば、揚げ足とったような返答じゃなくて、そこがちょっとかみ合わただけで、変なことは言っていないと私は思っています。首ひねっても、そうですよ。変なこと言ってませんよ。

結局、市長の答弁では、農業委員会と推進委員に任せているし、農林振興課が責任を持っているから、相談に来たら相談に乗りますよでしょう。だから、その先がどうか。話し合いがあるんですか、ないんですかと。それがある、相談に乗って前向きに考えますよというのであれば、農業委員会、推進委員に行きまして、それ以上、もしならないときは、農林振興課のほうに相談に行けば、もう少し相談に乗れるかなということは言っていましたという返事ができますから、そこを聞きよるだけで、私は揚げ足はとっていませんよ。わかりませんよ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いずれにしろ、農業委員会並びに農林振興課のほうに御相談していただいて、そして私どもとしては、地域地域の農業委員の皆さんとか推進委員の皆さんがいらっしゃいますので、そこに相談を持ちかけて——個別個別の事情があります。一律的に返事をするような話ではないんですけれども、個別個別の相談に乗って、いい解決策がないか、ともに考えていきたいと、こういう意味で申し上げているわけであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） やっと最後にそれを聞けば安心します。

では、次に行きます。

2点目が、野生有害鳥獣対策について伺います。

市長は、鳥獣被害においては、営農意欲の減退であったり、耕作放棄、離農の増加にもつながる、非常に深刻な影響を及ぼしている。今後、いろんなプロジェクト会議や検討会議の中でしっかり議論して、皆さんの意見を聞きながら対応したいと言われていましたが、うきは市は、農業、果樹の町ということ言っています。今では手に負えないぐらい、イノシシ、鹿等ふえています。

そこで、（1）ふえ続けるイノシシ、鹿等の対策を伺います。

次に、有害駆除班の高齢化や若い農業者へのわな免許取得等を推進、農作物の被害軽減に努めたいと言っておりました。そこで、不足している駆除班従事者の手当及び人員増の考えを伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、野生有害鳥獣対策について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、ふえ続けるイノシシ、鹿等の対策についての御質問であります。午前中の伊藤議員の御質問、また、6月の一般質問の回答と重複する部分は省略をさせていただきますけれども、今後の対応としては、これまでどおり、有害鳥獣駆除班での捕獲や、わな免許取得に対する市単独助成等を行い、駆除を行える人員の確保・育成にも努めていきたいと考えております。

市内で、浮羽猟友会に加入している方は全体で64名おられます。そのうち、田主丸等を除く、うきは市の方は47名、このうち、銃器の有資格者19名がおられます。この19名のうち、うきは市有害駆除班として活動していただいております方が14名となっております。

本年6月の一般質問でも答弁しましたように、有害駆除の資格を有する方々の高齢化や減少していく中で、有害駆除の資格を有する方を中心に地域組織をつくり、地域ぐるみでの捕獲の取り組みによる駆除や、農業者で捕獲資格を有する方と連携した新たな有害駆除の組織体制や捕獲の方法、新たな支援等を検討しているところであります。この新たな取り組みについては、有害鳥獣駆除班などとも十分協議してまいりたいと考えております。

2点目が、不足している駆除班従事者の手当及び人員増の考えはという御質問であります。先ほども申し上げましたように、有害鳥獣駆除班14名により、年間を通した駆除活動を行っていただいております。活動費につきましては、年間を通した市の委託契約と、犬猟時の猟犬が負傷した場合の猟犬治療費補助、その他、国の事業であります緊急捕獲活動支援事業として、1頭当たりの捕獲補助金となっております。

人員につきましては、有害鳥獣駆除班の高齢化に伴います人材の確保・育成も大きな課題であります。若い農業者へのわな免許取得等を推進するとともに、先ほども申し上げました、地域で有害駆除を行っていただく方等への活動費についても、国の森林環境税などを活用できないか検討をしているところであります。

いずれにいたしましても、有害駆除班の高齢化や鳥獣のすみかになりやすい耕作放棄地などの問題などありますが、今後も、まずは自衛のためのワイヤーメッシュ等の設置をお願いしたいと思います。市といたしましても、引き続き、有効な駆除に努め、農作物の被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） では、1・2合わせて質問させていただきます。

箱わな免許を持っていても、年間、駆除できなかった人たちが、今、有害鳥獣駆除班の連携支援により、免許を持っていれば、地域有害駆除班隊として駆除されるように進めていただいていると聞いています。そうなればありがたいということを職員と駆除班の人に感謝しているように聞いております。

もう一つが、鹿です。これでイノシシは少し減るにしても、鹿は今、大変ふえております。大

分県が力を入れ取り組んでいますので、県境にある山春の柴尾山にある果樹園等には、たくさんの鹿が朝あらわれるようになったと聞いております。前にも言いました。イノシシにより、柿の枝も折られております、たくさん。鹿は、木の新芽や野菜など、いろいろなものを食べているそうです。このイノシシ、鹿等駆除の対応策は急務だと思っておりますが、さっき言われたと思っております。その取り組みの考え、鹿に対しても考えがあれば、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、鹿の対応につきましても、現在、イノシシ同様に駆除班の方には資格、捕獲の許可を出しております。年間を通して。ただし、やっぱり鹿は箱わなに入りにくい、特に雄鹿は、角が当たるのかはどうかわかりませんが、なかなかおりに入らないというふうな欠点があります。どうしても駆除をするには銃器が主体になっておりますけれども、現在、今の期間は一般猟期ということで、どなたでも捕獲が自由に認められた期間であります。このときに、やっぱり猟師さんあたりのお話を聞きますと、捕獲の方法が、くくりわなというふうなものも有効な捕獲の方法であるというふうに言われる方もいらっしゃいます。ですから、今、新しい駆除隊とは別に、捕獲の方法についても、そういった資格の拡充ができないかということで、現在も駆除班と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 今のことで、鹿は銃でとれんといかんと。ほか、駆除班の人に聞いたら、くくりわながとれると聞いていたのですが、ほかのところは、くくりわなは使用できると。うきは市は使用できないように聞いていますが、それが1つ。

次に、私も、いろんなところへ出かけ、調べてきました。わな免許取得に対する市単独助成等を行い、駆除を行える人員の確保、育成にも努めたいと言ってきました。そのためには、手当、補助等をしていただきたいと思っております。うりぼう1頭1,000円、うりぼうでも同じ大きいのと一緒に殺処分しなければいけない。これは大変ですから、前の人は、1,000円ならもう逃がそうというようなことをしていたというふうに聞いております。駆除班の人たちは、月に平均1万円程度しかならないと。3万円ほどお願いしたいと。犬にも餌、病院代が必要と。さっき、病院代の補助もあると。半分にしようと言っておられました。油代や経費もかかりますと。その助成等について市長の考えを伺います。

それと、鳥獣被害対策実施隊があり、駆除班6名と市職員で、どのくらいか知りませんが、見回りをしていると聞いています。この見回り隊に費用弁償等はあるのかなのか。

以上、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 有害鳥獣被害は、農作物の被害並びに衛生的な被害もさることながら、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらすことになり、ある場合は、人間を襲ったり、家畜を襲ったり、あるいは鹿が植林した木を食害し、木が枯れてはげ山になり、土石流が流れ落ちるといった大きな被害があって大きな課題だと、このように認識をしております。

しかしながら、先ほど答弁させていただきましたように、当面は、まずは自衛のためのワイヤーメッシュ等の設置をお願いしたいと、このように思っています。そして、市としましても、これで十分とは考えていませんので、引き続き、いろんな市町村の取り組みなんかもしっかり捉えて、有効な駆除に努めるべき対応策について努めていきたいと、このように思っています。

それから、お尋ねの見回り等の補助については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、うきは市鳥獣対策実施隊、こちらにつきましては、出務していただいた場合に報償費を支出いたしております。前年度につきましても、金額は少額になりますけれども、市、JAあたりが一緒に入っておりますので、そういった方を除く農業者、駆除班の方に出しております。

それから、ちょっと最初のくくりがだめな話でございますけれども、従前、犬猟をするときに、やっぱり猟犬がわなにかかってしまっていて犬が負傷してしまったというふうなケースがあったようでございます。そういったケースがありましたものですから、現在の有害駆除班の中では、そういったものが非常に受け入れがたいと。また、くくりわなにかかった場合には、やっぱり毎日見回らないと、かかっているイノシシが手負いになって、しばらくすると動けんようになって隠れていると。そこに人が行ったら、ぼんと出てくるので、そういったけがとか、そういった事故にもつながるといったふうな危険性もあるというふうなところが、これまで、くくりをやらなかった理由でございます。

それで、今回提案しておりますのは、比較的、鉄砲が撃てない集落に近いところで、きちんとした標識を誰が見てもわかるように、そういったくくりの設置というふうなものも掲示をした上で許可が出せないかというふうなところを、現在、検討しておる状況でございます。

済みません。それから、先ほどの実施隊については、30年度の実績で言いますと、17万2,800円を支出いたしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） くくりわなに対しては、駆除班の人からの話で、まだ出せないと。

くくりわなをしたところは、赤い布で2メートルか1メートル前後に目印をつけるようになっていいると。そういうことをしているので安全だということは聞いております。なぜ出せないかという投げかけをされたので、お伺いしました。そのことは、後で話しながら進めていただきたいと早急に思います。

それと、鹿は減りません。銃では、なかなか6人ぐらいで間に合いません。早急に、その対応はお願いしたいと思います。

すと、これ、鳥獣被害対策実施隊とちょっと違う話かもしれません。私、これももらってないと。なぜくれないのかと。出ているなら、ほかにプールしているんじゃないかという話まで聞いたので、質問しました。そいき、私たちが間違っていれば、済みませんが、これ、駆除班の人と話してください。

これは、2つお願いして、次に行きたいと思います。後のは、ちょっと簡単に行きます。

この前、補助の問題、小石原は、水源保護のために鹿1頭1万円、そっちから出しているということを知っていましたので、ちょっと、ほかのところで教わりに行ったところで、私が、うきは市でも鹿が植林した木の芽などを食べるので、森林保全のためにも駆除費等の助成をお願いしているのはおかしいですかと、前、市長にお願い——質問をしましたからね、おかしいですかと伺いました。すと、とんでもないと。ほかのところは、植林しても、ネットを張りながらしていますよと。鹿が食べに来ますから、必要なことではないですかという話を聞きました。

そこで、うきは市も、森林保全のために補助金などを利用していただけないか、再度、市長にお伺いします。

それと、さっき、助成の要望にしたことも含め、ほかの市町村はイノシシの駆除等にも上乗せして助成したりしていますが、そういうところは特別補助金等をいただいて上乗せの助成等をしていると聞いていますと。うきは市は、要望していますか、していませんか。

2つ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、大きく2つの御質問をいただきましたが、1つは、鹿対策であります。これは、先ほども答弁をさせていただきましたが、イノシシもそうでありますが、特に鹿を意識して、国の森林環境税が活用できないか、いろいろ相談を今しているところであります。

2点目の、上乗せ助成については、担当課長より説明をします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、捕獲補助金につきましては、成獣、鹿もイノシシも含めたところで1頭7,000円、それから幼獣が1頭1,000円というふうなものが、これはもう国の中で決められております。議員がおっしゃっている上乗せというのは、恐らく、それぞれの

自治体が何かの基金を使うなり一般財源を使うなりで上乗せをしている部分ではないかというふうに思います。

うきは市のほうも、合併時は1頭5,000円というふうなところで、委託料を支出しておりませんでした。ところが、やっぱりなかなか1頭幾らでは公平性が保たれないということで、年間を通した活動費ということで、委託料に切りかえた経過がございます。近隣の朝倉、筑前、東峰、久留米市あたりを見ても、それぞれ1頭、上乗せをされている自治体もございますし、そういったところは少し委託料が減額されているようなところもありますので、うきは市が大きく低いというふうなところではございませんけれども、そういったものも今後、先ほどの市長の答弁にもありましたように、そういった森林環境税でありますとか、そういったものが活用できるようであれば検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 1つ目の森林保全のための補助については、今、市長がちょっとお伺いしているということですから、これはお願いしておきます。

今の鳥獣対策に対しては、県の特別交付税、特別補助金があるということを聞いております。ほかのところは上乗せしているところは、このことを知っているからでしょう。これを使えば、80%は企画財政のほうに戻っております。最初わからずに、企画財政に、あるところが聞いたら、企画財政は、ちゃんと戻っておりますと、80%。これは、あなたたちが知らないだけ。ちゃんと県とかが行って調べんと、うきは市だけ取り残されても、よくなりませんよ。ちゃんと、あなたたちが行けん、問い合わせがでけんなら、市長あたりがちゃんと指示要求を使って今の状況を聞いてでも、こういう特別交付税、補助金があるということぐらい調べていかないと、よそに負けますよ。これは、ちゃんと県の課長からお伺いしたので間違いありません。これ、ちゃんと進めとってください。

今、財政に入らんよ。こそこそ言いよるばってん。今は入りませんよ、財政には。要望をしませんから。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員、答弁を求めますか。

○議員（8番 熊懷 和明君） いいです、多分わからんでしょうから。

次に行きます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） この分については、うきは市でも特別交付税として毎年9月に国のほうに申請をしておりますので、国のほうから特別交付税として返ってきているというふう

に、うきは市のほうでも思っていますので、この有害鳥獣に係る経費で国の補助がついていない部分については全て、今、議員がおっしゃったものに乗せさせていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） なら、何で——物言いがいかんですね、なら、なぜ駆除班とかの金、補助が少ないのに上乗せできていないの。よそは、そこを上乗せしているんですよ。あなたたちは、県の。7,000円ですか、1頭。そのほかは出してないじゃないですか。それは県から来ている分じゃないですか。特別交付税をどこで使っているんですか。これはもう時間がな
いき、結構です。（「答弁をもらっとって」と呼ぶ者あり）いや、よかろう。わからんでしょう。

次に、3番の、地域包括ケアシステム構築について伺います。

昭和22年から24年までの団塊の世代全てが75歳以上となる2025年をめどに、地域包括ケアシステム構築を進め、生活支援体制整備や認知症施策、医療と介護の連携については体制がほぼ整いつつありますと市長は言うておられました、佐藤裕宣議員の質問に対して。

そこで、（1）現在進めている、第1層、第2層等での協議の場づくりの中で、今後、地域の力を活用しながら高齢者を支えていく必要があると考えますが、特に国民年金額の少ない方々の対応策について具体的な方向性を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、地域包括ケアシステム構築について、地域包括ケアシステム構築の観点から、低所得、高齢者等を支えていくための市の対応策についての御質問をいただきました。

地域包括ケアシステムとは、高齢となって介護や医療が状態になっても、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを整え、地域全体で生活を支える仕組みであります。地域包括ケアシステムは、地域の自主性・主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要であると考えております。議員御指摘のように、高齢者の生活にも差があり、所得の低い高齢者で、今もなお現役で働き続けなければ生活ができない方など、生活の実態はさまざまあります。

また、所得水準だけではなく、高齢者が生活の中で抱える問題は一人一人異なっており、いろんな課題を抱えた高齢者を支援する、地域住民を含めた多様な主体の連携を通じた支え合いの仕組みづくりが必要であると考えております。

8050問題など複雑な課題を抱えている高齢者の場合は、地域で孤立していたり、介護保険のサービスや地域住民の支援を受けることに抵抗がある方も少なくありません。そのようなケースの場合は、高齢者のための専門的な相談窓口である地域包括支援センターが中心となって、地

域住民と連携し、生活を支援していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） いろいろ把握しておられると、今のを聞いて思います。

もう一度、再度、今のところに触れて、お願いしていきたいと思います。

平成29年から、今2年目になりますが、多くの自治会で丁寧に説明をし、押しつけるのではなく、住民の方々から、自分たちの地域は自分でという仕組みをつくっていかねばならないという気持ちになっていただいたところから取り組みをさせていただきますと市長が言っていたのを聞いております。ということで、今は地域の課題、要望等、たくさん自治会等回って聞いておられるとは聞いております。

でも、住民の皆さんたちは、要望はしたものの聞いていただけるのか、要望、課題等を大分聞いておられます。また、市、社協、自治会、行政区など、どういう方法で地域をまとめ、構築していこうとしているのか。また、自治会にしても、事務運営費など足りず、困っております。スタッフなど、自治会へ送り込むのか、介護サポーターを入れていくのか。市として描いている組織や、いろんな構想等あれば、市長にお伺いしたいと思います。これ、一番、皆さんが、今、不安がっているところです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） まず、社会福祉というのは、議員もよく御存じだと思いますけれども、自助、互助、共助、公助、この4つの仕組みが、うまくバランスよく保たれるのが一番望ましい形でありますけれども、なかなか、これからは公助、共助がなかなか難しいところがございますので、私どもが取り組んでおります地域包括ケアシステムというのは、自助と互助の役割を一層高めようとするような取り組みでございます。

それで、先ほど申し上げたように、地域包括ケアシステム、うきは市の場合は、日常生活圏域の小学校区単位で、自治協議会単位で取り組みを進めていただいておりますけれども、今、取り組んでいただいている生活支援体制の整備につきましても、その地域ごとに必要な経費がもちろんかかりますので、その分は市のほうから委託料という形で支給をさせていただきます。これも1つの、今後は、これを自治協議会、その地域のコミュニティビジネスという形で取り組んでいただければなというふうに考えて、こちらのほうは取り組みを進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） まだ市長が答えんということは、まだまだ何も決まっていないと

いうことですね。

私は自治会と話したら、自治会は、しないかなと思っちゃよるとかなと思って話したら、まだまだ全然ですね。自治会長たちは、自治会と第1層、社協とで話していますけど、行政区を市長は回ったり、担当課が回らんと、市民の皆さんは、ケア構築をしたいと言っても、何のことかわからんだろうと。だから、自治会でやっていますけど、私、2回参加させていただきましたけど、ある程度、役の人と、ほか、市民は来ていませんよ。どこで皆さんに周知していくのか知りませんが。

じゃあ、わからないということですから、次に行きます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に説明をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 確かに、その地区の全ての方が、その協議の場に、もちろん参加をしているわけではございません。自治協の中心に、そういった取り組みに賛同される方とか、やってみようという方がお集まりいただいているわけでございますけれども、要するに、その地域で、やはり支える側になる人と支えられる側に、どうしても、それは出てまいります。高齢となって御自分で、先ほど申し上げたように、自助——御自分で介護予防とか健診を受けて元気になられて、自分が支える側のほうに、より多く回っていただく。これが、今、私たちが進めているところでございます。

だから、全ての方が支える側には、やはり、それは難しいかなと思っております。やはり、生活の苦しい方とか、そういった方については、なかなか自分が支える側には回れないというのは当然のことだと思いますので、そのあたりを踏まえて、私たちのほうは取り組みを自治協議会のほうと一緒に取り組みを進めているつもりでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 私が勘違いしていたようですね。地域を支えていくために、ある程度、支える人が集まって、困っている人を支えていく仕組みをつくるのかなと思ったら、支えられる人が自分たちで支えてもらうためにするということですね。

じゃあ、今の支えられる人たちのための人のちょっとお話をしてみたいと思います。

テレビでやっていました。81歳の生活困窮者の人は、年金は月に5万9,000円。年金は、電気代等で、そのために今も働いていると。人が相手にしてくれなくなるから働き続けなければならぬと。牛肉なんて食べられない。鳥肉しか食べられないということをおっしゃっていました。

そこで、所得の少ない人たちは、グループホームにも入れない。集える場などは公民館などで月に一、二回。多分、風邪薬などは自己負担の可能性が出てきた。2022年、75歳以上は

1割から2割負担へ。まだ決まってないんでしょうけど、多分なるでしょう。今以上、生活が苦しくなる人の支援を包括ケアシステムでやっていくんだらうと私は想像をしていましたので、今のは困った人という話ですから、今かみ合ったのかなと思い、どういうふうに低年金の低所得者、介護、グループホームとかに行かれない人をどうして支えていく考えがあるのかを伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 全ての、そういったいろいろな事情を抱えている方を全てその地域の地域包括ケアシステム——地域包括ケアシステムというのは、まだ地域の生活の支援体制だけではございません。というのも、地域の支え合いだけでは、全てはカバーできないと思っております。地域包括ケアシステムというのは、それ、またそれよりも本当、範囲が広うございまして、例えば今、議員がおっしゃったようなケースについては、先ほどの前の議員の中でもございましたように、生活困窮者の自立支援の制度とか生活保護の制度とか、そういったものを使う必要もあろうかと思っておりますので、そういった個別のケースについては、先ほど市長が答弁いたしましたように、地域包括支援センターのほうで、そういうのは総合的に窓口として相談のほうは対応していきたいなと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） これ、市長から答弁が欲しかったんですけど、結局、今言った81歳のおばあちゃんは年金が少ない。暮らせない。生活保護をすぐやるならいいですよ。やりますか。言ってすぐもらえますか。そういうため、そういう人たちのためにやるんだと思っております。私の考え違いでしょう。終わります。

4点目、空き家についてお伺いします。

今、うきは市全体で空き家がふえております。もちろん私の地域でも急増していくように思います。最近もまた1軒なりました。21軒の隣組で、もう3軒できました。まだひとり暮らしの人がおりますので、ふえるかもしれません。

そういうことで、（1）近年ふえている空き家等の適正な管理、処理の対応について伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家について、近年ふえている空き家等の適正な管理等について御質問をいただきました。

周辺住民や区長からの苦情・相談を受けた管理不全の土地について、家屋等がある場合は外見目視による現地調査及び写真撮影を行い、所有者等へ適正管理に関する依頼文書及び現況写真を

送付しているところでもあります。遠方で管理が難しい場合は、市内で管理業務をされている事業者一覧を同封しております。また、解体したほうがよいと思われる空き家については、空き家解体の補助金のお知らせも入れております。依頼書送付後も改善が見られないときは再送付をしておりますが、それでも改善が見られずに、「空家等対策に関する特別措置法」で定められている特定空家に該当する場合は、特定空家として認定し、指導していくこととなります。

また、更地の管理不全につきましては、住環境建設課が市民生活課生活環境係と情報を共有しながら、場合によっては関係住民から改善要望の嘆願書を取りまとめ、所有者へお知らせすることも行っているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 太宰府では、空き家サミット等、いろいろ開催されております。うきは市でも空き家見学ツアーとかをやっている、これ、私、ちょっともらって、持っています。今、うきは市も少しはやっているのかなと思います。

でも、空き家776軒、山春だけで69軒、恐らくもう70軒を超しております。なぜ空き家バンク、空き家に登録しないか考えておりました。ほかの人の意見も聞きました。すると、皆さんが言うのには、これ、住環境とブランドと、住環境が解体空き家、ブランドが、今言ったように、空き家バンク等いろいろ。もう一つ、3カ所ぐらいでやっているでしょう。空き家に対しての相談。みんな合わせて多分3カ所ぐらい、載っていますから聞いています。

それで、市民の人が言うのには、吉井、住環境が吉井、あと、浮羽町、1カ所にまとめてくれと。まとめなくても、どこか1カ所の窓口で対応できるようなことをやってもらわないと、行くところが3つもあってもわからないと。だから、全体を把握した人をどこか、吉井でも浮羽町でも住環境でもブランドでもいいから置いて、1カ所に行ったら、こうこうですから、この空き家バンクはここ、解体はここですと、ちゃんと指示していけるような人を置いてくださいという要望が多く聞きましたので、そのことをちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のとおり、空き家には大きく2つに分かれます。まず、利活用が可能な空き家、それから、最終的には特定空家につながるんですが、適正管理空き家と2つに分かれてまして、利活用空き家については、うきはブランド推進課が所掌してますし、適正管理空き家については住環境建設課が担当をしております。案件がふくそうするようでしたら、確かに窓口がわからないという御指摘だろうと思うんですが、私ども、今までの取り組みの中からはいきますと、利活用空き家と管理空き家というのが明確に分かれますので、そこについては、しっかり広報等で周知もさせていただいておりますので、その周知が足りないところはしっかり反省をしながら、しっかり市民の皆さんに、二度手間にならないような、そういう対応をしたい

と、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 広報は、どのぐらい見ていると思いますか。半分も見えてないと思いますよ。だから、広報でも載せていただいたら、ありがたいと思いますよ。けど、やっぱり吉井と浮羽が分かれているのがいかん、ブランドと住環境がいかんというのじゃなくて、ブランドならブランドだけでいいですからね。空き家に対しては、ブランドのどこと。そこがちゃんと対応すれば、わかるじゃないですか。解体といえば、ほんならもう、これは、この先は住環境ですから、ちゃんとどこどこに行つて対応をお願いしますということをお願いすれば、市民の皆さんはもう、これは自分で解体、貸す、どうこうという判断がなかなかできませんから、まず相談から入ると思いますよ。その相談するところを1カ所にまとめてくださいと。そこに相談して、その人が把握して振り分ければ、市民の人は行きやすいじゃないですか。そのお願いをしているんです。

そいき、住環境じゃいかん、ブランド課じゃいかんじゃなくて、ブランドならブランドが、空き家対策はブランド課ですよ。そこに来て、これは見に行くなりせんといかんでしょうから、これは、解体は住環境のほうですから、この次は住環境に行つていただければ、こっちから連絡して、ちゃんと対応させますからということをやつていけば、市民の人はすぐ来られるようになると思います。なぜ今、一生懸命言うかということ、それをしていかないと、空き家でほったらかして、住まれるとこ、貸されるとこでもそのまま残つて、もう解体もできなくなりますから、そういうことを思い、お願いしているんですけど、そのところを少しちょっと考えていただきたいという要望をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） そういう視点でいきますと、特に浮羽町というか、浮羽市民課には、まさに係がコンシェルジュ係、コンシェルジュという意味は、まさに全ての相談を受けるということですので、コンシェルジュ係のほうにも、しっかり今の御指摘については周知して、市民の皆さんが、手戻りがないような、そういう対応ができるように職員自身がしっかり案内できるような体制を組みたいと思つてます。

本庁舎におきましても、2階に住環境建設課はあるわけですが、一番、わからずして一番相談されるタイミングが多いのは住民係ではないかと思つてますので、そういうところについても、職員の横軸といいますか、情報の共有化を図りながら、住民の皆さんのサービス向上にぜひとも努めさせていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 市長が今言われたとおり、市民生活課、市民生活、どこでも結構

です。まず、それを広報しなければ来ませんから、まず自治会に空き家は市民生活のほうですよとか言えば、区長から流れますから、まず、そういう手法を先にとっていただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、8番、熊懐和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。あす10日は午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

本日は、これで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時33分散会
